

平成30年度 保育園・こども園等のご案内



千代田区ホームページQRコード



入園案内・必要書類様式等



4月入園 園児募集について

千代田区子ども部 子ども支援課

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 (区役所本庁舎2階)

(TEL) 03-5211-4119 (FAX) 03-3264-3988

(2017年11月発行)

千代田区立保育園・こども園 基本理念

千代田区立保育園 基本理念

千代田区立保育園は、乳幼児が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期の大半を過ごす場として、一人一人の乳幼児の発達過程やその連続性を踏まえ、職員一同が最善を尽くして保育にあたり、その福祉の積極的な増進を図ることをめざします。

乳幼児の保育はそれぞれの子どもたちが生きる力や望ましい未来をつくり出す力の基礎を培えるよう、家庭や地域社会と連携を図りながら家庭養育・教育を補完して、子どもたちの健全な心身の発達を図ることを基本とします。

また乳幼児を取り巻く様々な環境の変化により、育児不安などを抱える家庭が増えていることに鑑み、入所する乳幼児の保護者に対する支援及び地域における子育て支援のために、乳幼児の子育て全般に関する相談に積極的に応じるなど、公立保育園として社会的な使命を果たしていきます。

千代田区立こども園 基本理念

- 0歳から就学前までの子どもたち一人一人の心身の発達過程やその連続性を考慮して、従来の幼稚園と保育園のよさを生かす保育・教育課程の一貫した方針に基づいて、新しい子どもの育ちの場を創造します。
- 子どもやそれを取り巻く実態をとらえて、保護者・地域社会の方々と保育者が連携して、乳幼児の生きる力の基礎を培い、心身の健全な発達を図ります。
- 子どもを共に見守り、育てる認識に立って、地域社会の方々と協力して、子育ての悩みや不安をもつ家庭を支援する社会的な使命を果たします。

目 次

1	支給認定について	1
2	保育園等について	3
3	居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）について	5
4	30年度クラス編成表	9
5	入園申し込みができるのは	9
6	申し込み先等について	10
7	入園申し込み受付期間	11
8	入園を希望できる月	11
9	申し込みから入園までの流れ	13
10	申し込みに必要な書類	14
11	申し込み内容の変更	16
12	入園について	17
13	保育時間と休園日	19
14	選考基準	22
15	保育料	27
16	所在地	35
17	認可保育園等一覧	36
18	各認可保育園の紹介	39
19	各こども園の紹介	51
20	認定こども園の紹介	53
21	各幼保一体施設の紹介	54
22	各事業所内保育事業の紹介	56
23	小規模保育事業の紹介	58
24	家庭的保育事業の紹介	59
25	認証保育所等一覧	60
26	各認証保育所等の紹介	61
27	認証保育所等保育料減額補助について	66
28	Q&A	68

<本書に関するお問い合わせ先>

千代田区教育委員会事務局 子ども部 子ども支援課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

電話03（5211）4119（直通）



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

1 支給認定について

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。保育園や幼稚園等の利用をご希望の場合、「保育・教育の支給認定」を受ける必要があります。3つの区分認定に応じて施設などの利用先が決まってきます。

(1) 支給認定区分

認定区分	内容	対象年齢	利用できる主な施設
第1号認定	教育を希望する場合	満3歳以上 小学校就学前まで	幼稚園 こども園（短時間） 認定こども園（短時間） 幼保一体施設（短時間）
第2号認定	お子さんが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合		認可保育園 こども園（長時間） 認定こども園（長時間） 幼保一体施設（長時間）
第3号認定	お子さんが満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	満3歳未満	認可保育園 こども園 認定こども園 幼保一体施設 地域型保育事業

(2) 保育が必要な事由 ※第2、3号認定を受けるための要件

- 就労（月48時間以上、パート・夜間就労、居宅内労働などすべての就労）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護、看護
- 災害復旧のため保育が必要であること
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として千代田区が認めるもの

(3) 保育の必要量 就労を理由とする場合、以下のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」利用（1日あたり最長11時間）
 - ▶ フルタイム就労（おおむね月120時間以上又は1日6時間以上）を想定した利用時間
- 「保育短時間」利用（1日あたり最長8時間）
 - ▶ パートタイム就労（おおむね月48時間以上120時間未満又は1日6時間未満）を想定した利用時間

(4) 申請手続き

<保育所等で保育を希望する場合>

入所を希望する施設	手続き方法
認可保育園、こども園（長時間保育）、 認定こども園（長時間）、幼保一体施設（長時 間保育）、事業所内保育事業、小規模保育事業、 家庭的保育事業、子ども支援課に入園申し込 みをする施設	入園の申請をする際に、「保育支給認定申請書」を併せ てご提出ください。
認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育 施設	区の保育料減額補助制度を申請する際に、「保育支給認 定申請書」を併せてご提出ください（補助制度を利用 しない場合は申請の必要はありません）。
上記以外の認可外保育施設	手続きは必要ありません。

<幼稚園等で教育を希望する場合>

入所を希望する施設	手続き方法
区立幼稚園、こども園（短時間保育）、 幼保一体施設（短時間保育）	入園の申請をする際に、「保育支給認定申請書」を併せ てご提出ください。
認定こども園（区内・短時間）	「保育支給認定申請書」の提出が必要です。
私立幼稚園（区内）	新制度に移行した幼稚園はないため、手続きは必要あ りません。
私立幼稚園・認定こども園（区外）	新制度の施設かどうかで認定の要・不要が異なります。 新制度園かどうか該当の園にご確認ください。

(5) 注意事項

- ① 転入前に他の自治体で認定を受けている場合も、千代田区に転入された場合は、再度認定申請が必要となります。
- ② 支給認定は教育・保育の必要性を認めたものであり、幼稚園・保育園の入園を保証又は決定するものではありません。



2 保育園等について

(1) 認可保育園

保育園は、保護者が働いている場合や、病気や出産等のため、日中お子さんをご家庭で保育できない場合に、保護者の方に代わって保育し、子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう子育てを支援する施設です。

(2) こども園

こども園は、これまでの保育園と幼稚園を組み合わせ、0歳児から5歳児クラスの子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。保育園と同様に長時間保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。

(3) 認定こども園（保育所型）

保育所型認定こども園は、認可保育園が保育が必要な子ども以外も受け入れ、0歳児から5歳児クラスの子どもの保育・教育を一体的に行う施設です。保育所型認定こども園の短時間保育の利用は、園に直接お申し込みください。

(4) 幼保一体施設

幼保一体施設は、区立幼稚園に長時間保育課程を設けるとともに、幼稚園では対象とならない0歳児から2歳児クラスの認可外保育施設を併設した施設です。幼保一体施設内保育園は民設民営の認可外保育施設ですが、施設基準や職員配置は認可保育園の基準を満たしています。

(5) 地域型保育事業

(5-1) 事業所内保育事業

事業所内保育事業の施設は、事業所で働く方のお子さんを対象とした保育施設です。施設の規模により、区内在住の0歳児から2歳児クラスのお子さんが利用できる地域枠があります。

(5-2) 小規模保育事業

小規模保育事業の施設は、0歳児から2歳児クラスまでを対象とした定員6人以上19人以下の家庭的保育に近い雰囲気での保育を行う施設です。少人数の施設のため、お子さんの個性や発達に応じた保育を行うことができます。

(5-3) 家庭的保育事業

家庭的保育事業の施設は、家庭的保育者が、0歳児から2歳児クラスまでの少人数の乳幼児を家庭的な雰囲気の中で保育します。

(5-4) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者がお子さんの居宅に訪問し、居宅で1対1のきめ細やかな保育を行います。対象となるのは、0歳児から2歳児クラスまでのお子さんで、障害、疾病等で集団保育が困難と認められるとき、または、待機児童の方がご利用できます。

(6) 認証保育所・区補助対象保育室

認証保育所は、施設内容や人員配置など、一定の水準を確保している施設として東京都が認証した保育所です。13時間の開所を基本としており、一時保育や夜間・休日保育など多様なサービスを行っています。

区補助対象保育室は、東京都の認証保育所と同等の基準を満たした保育施設です。

(7) 区緊急保育施設

緊急待機児童対策として、廃校になった中学校の校舎を活用した民設・民営の保育施設です。対象が区民のみの認可外保育施設ですが、設置基準や職員配置は、東京都認証保育所の基準に準じています。

※(6)、(7)の施設は、各施設に直接お申し込みください。

区民でかつ認可保育園の入園要件(9ページ)を備えた世帯について、認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安い保育料でご利用いただけます(詳細は66ページをご覧ください)。

※(5-1)～(5-4)を総称して「地域型保育事業」と呼びます。

[待機児童とは]

千代田区が示す待機児童とは以下の定義を全て満たす方を指します。これに該当しない方(例えば、区内の特定の園のみを希望している方)は、待機児童には含まれません。居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)は、待機児童のみのご案内となります。

待機児童の定義

- ・認可保育園への入園申し込みを「入園できれば希望園以外でも良い」とし、区内全園を希望していても入園することができなかった。
- ・認可保育園や認証保育所等の施設に入所していない。
- ・当該年度中に内定した園を辞退していない。



3 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）について

千代田区では、認可保育園への入園申し込みを「入園できれば希望園以外でも良い」とし、区内全園を希望されていても入園することができなかった待機児童（4 ページ参照）の方を対象に、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）のご案内をしております。

※定員を超過した場合は利用調整を行います。

※日中、居宅内に保護者や同居者がいる場合は、居宅訪問型保育事業のご案内ができない場合があります。

◆千代田区居宅訪問型事業 千代田区在住で0歳児（生後57日以後）から3歳に到達する年度の末日までの間、利用者の居宅内にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を提供します。居宅以外（店舗、会社等）への派遣はできません。

◆利用開始日 ご案内をした開始月からの利用となります。開始月を変更することはできません。利用開始から数日間はならし保育（※）となります。また、育児休業取得中の方は開始月中の復職が必要となります。

※ならし保育とは、お子さんが段階的に環境に慣れるようにする期間のことです。通常開所時間よりも短い時間の保育になります。ただし、ならし保育は必須ではありません。

◆ご利用の流れ 認可保育園等入所保留のご連絡後、区から「千代田区居宅訪問型事業（ベビーシッター）確認書」をご自宅に送付いたします。

↓

「千代田区居宅訪問型事業（ベビーシッター）確認書」に「利用を開始する」または「利用を辞退する」のどちらかにチェックをしていただき、期日までに「千代田区居宅訪問型事業（ベビーシッター）確認書」を郵送にて提出してください。提出後のキャンセルはできません。

↓

ご利用を開始される場合、区から運営事業者へ利用開始の旨を連絡します。

↓

運営事業者より、利用に関して連絡があります。保育内容や利用時間等は、運営事業者との面談にて調整していただきます。入園申し込みの際にご提出いただいた資料の写しを、区から運営事業者へ提供いたします。

◆利用料 認可保育園の保育料と同額となり、運営事業者へお支払いいただきます。

※急な保育・延長保育追加は、別途運営事業者の定める金額が必要となります。

※ベビーシッターの交通費は原則として事業者が負担しますが、利用者の都合で交通費が発生した場合は利用者の負担となります。

◆利用時間 通常利用時間（午前7時30分～午後6時30分）の間で通勤時間＋通常勤務時間の間のみとなります。

※勤務日以外は利用できません。保護者が休暇・産育休中の場合は利用できません。また、保

護者のどちらかが帰宅された時点で保育は終了となります。

※通常利用時間以外は延長保育となり、別途1時間につき1,000円(税別)の料金がかかります(最長午後8時30分まで)。

※日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は利用できません。

◆保育内容 居宅内にベビーシッターを派遣し1対1の保育を提供します。数人のローテーションで保育を実施し、成長過程等に合わせ、散歩等も提供します。

※ベビーシッターは、有資格者や子育て経験者等が行います。

※お子さんのお世話の内容は、運営事業者との面接で決定します。

◆注意事項 ※家事サービスはいたしません。

※昼食、おやつ等は保護者をご用意ください。食事を電子レンジで温める程度は可能ですが、調理はできません。

※ベビーシッターの指名はできません。

※上のお子さん(小学生、中学生等)がベビーシッターの保育中に帰宅する場合は、別途そのお子さんのシッター料が発生します。

※万一、ご自宅の中の物をベビーシッターが破損した場合は、全て運営事業者が補償いたします。

※ベビーシッターを利用する場合、認可保育園に入園したとみなします。他の認可保育園等に入園を希望される場合は、転園申請書を提出してください。

※利用を辞退された場合、年度内は居宅訪問型事業を案内しません。引き続き同じ内容で認可保育園の入園審査を行います。

※申し込みに虚偽があった場合、料金の滞納があった場合、注意を守られていないことが判明した場合は、利用を中止させていただきます。

※事業者との面談を経て正式に利用決定となります。居宅内が保育できる環境でないと事業者が判断した場合、利用が開始できない可能性があります。

※その他詳細については、送付した時点での「千代田区居宅訪問型事業(ベビーシッター)確認書」等に記載の内容に準じます。

◆運営事業者 株式会社ポピンズ(定員20名)

株式会社アルファコーポレーション(定員5名)

※運営事業者の指定は出来ません。

<居宅訪問型保育事業の定員を超過した場合の選考基準>

以下の表 A、表 B により世帯の指数を計算し、指数の高い順で利用者を決めます。

同一指数の場合は優先順位によって決定します。

※お申し込み後、調整指数の加算となる環境等特殊な事情（ひとり親、生活保護、未就園児3人以上同居等）に該当となった場合は、事情の分かる書類（戸籍の全部事項証明、保護開始通知、出生届けの写し等）の提出が必要です。

【表 A】

番号	保護者の状況			選考 指数	期 間	
	類 型	細 目				
1	居宅外労働 (居宅外自 営を含む)	就労	週5日以上 の就労	(1) 1日8時間以上の就労を常態	10	保育の実施基準に 該当しなくなるま で
				(2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	9	
				(3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8	
			週3日以上5日未 満の就労	(4) 1日8時間以上の就労を常態	9	
				(5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8	
				(6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7	
				その他	(7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	
	就労 内定	週5日以上 の就労	(8) 1日8時間以上の就労内定	9		
			(9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	8		
			(10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	7		
		週3日以上5日未 満の就労	(11) 1日8時間以上の就労内定	8		
			(12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	7		
			(13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	6		
			その他	(14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	6	
2	居宅内労働	就労 または 自営	週5日以上 の就労	(1) 1日6時間以上の就労を常態	9	
			週3日以上 5日未満の 就労	(2) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8	
			(3) 1日6時間以上の就労を常態	8		
			(4) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
		内職	(5) 月平均で1日6時間以上の就労を常態	8		
			(6) 月平均で1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
			その他	(7) 上記の他、就労や自営の態様から保育が必要と認められる場合	7	
3	不存在	(1) 離婚(離婚調停中を含む)・死亡・行方不明・拘禁・未婚・長期単身赴任	10			
4	出産 疾病 負傷	居宅内	出産	(1) 出産前後休養のため保育にあたれない場合	7	5か月以内
			長期入院	(2) 1か月以上	10	
				疾病 負傷	(3) 精神性・感染性	
	(4) 常時臥床	10				
	(5) 安静(概ね日中4時間以上就床)	8				
	(6) 一般療養	7				
	心身障害者	心身障害者	(7) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級	10	保育の実施基準に 該当しなくなるま で	
			(8) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8		
			(9) 身体障害者手帳4級	7		
5	看護 介護	入院・通院等 付き添い	(1) 週5日以上かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	10		
			(2) 週3日以上5日未満かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	8		
		自宅看護・介護	(3) 重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等で常時看護・介護を常態	9		
			(4) 上記以外の自宅看護・介護を常態	7		
6	災害	(1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育にあたれない場合	10	復旧期間		
7	求職	(1) 生計中心者が失業等で、求職のため日中外出を常態	7	3か月以内		
		(2) 上記以外で、求職のため日中外出を常態	6			
8	就学	(1) 学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合		番号2の 自営部分 を準用 通学が終了する月 の末日まで		
9	特例	(1) 児童相談所長から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合				
		(2) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合				

【表B】

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備考
1	ひとり親世帯で他に保育できる同居者がいない場合	+4	世帯に+加算
2	生活保護受給世帯の場合	+3	世帯に+加算
3	兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合	+1	世帯に+加算
4	未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に+加算
5	保護者の1人が単身赴任や海外勤務等による不在の場合	+1	世帯に+加算
6	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合	+1	世帯に+加算
7	保育料が6か月以上滞納となっている場合	-10	世帯から減算

表A、表Bで指数計算をし、同一指数となった場合は、以下の優先順位で利用者を決めます。

【同一指数の場合の優先順位】

- ① 保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合、または、新たに就労する場合
- ② 生活保護世帯
- ③ ひとり親世帯で、離婚等後6か月以内の場合（離婚または死別の事実を戸籍で証明できる場合のみ）
- ④ 居宅訪問型保育事業の待機期間が3か月以上の世帯
- ⑤ 保護者の千代田区における入園希望日までの引き続く合計居住期間が長い世帯
- ⑥ 父または母が不存在〔離婚（離婚調停中を含む）、死亡、行方不明、拘禁、未婚、長期単身赴任（概ね1年以上）〕 または、長期入院（概ね1年以上）の世帯
- ⑦ 保護者が精神性・感染性疾患や常時臥床、または、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合
- ⑧ 未就学児が3人以上または双子等の世帯
- ⑨ 保護者が居宅外就労者の世帯（育休中で復職予定者を含み、自営を除く）
- ⑩ 保護者が居宅外自営の世帯
- ⑪ 保護者の就労時間が長い世帯
- ⑫ 保護者の通勤時間が長い世帯
- ⑬ 区民税非課税世帯

その他、就労実態、児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定します。

※④の待機期間の算定は、待機児童となった月から起算します。

（例）4月入園の申し込みをして待機児童となった場合、7月入園の審査では待機期間は3か月。

4 30年度クラス編成表

平成30年4月1日時点での年齢でクラスが決まります。平成30年度は以下のとおりです。

クラス	生 年 月 日
0歳児クラス	平成29年4月2日～
1歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日
2歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日
3歳児クラス	平成26年4月2日～平成27年4月1日
4歳児クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日
5歳児クラス	平成24年4月2日～平成25年4月1日

5 入園申し込みができるのは

千代田区の保育園やこども園等に申し込みできるのは、生後57日目（小規模保育事業、家庭的保育事業は10か月）から就学前までのお子さんで、以下の（1）～（3）のいずれにも該当する場合は、

（1）千代田区在住であるか、保護者が千代田区に勤務先がある場合

※千代田区転入予定の方も、転入日の翌月から在住要件として申し込みができます。

希望する施設	在住者	転入予定者	在勤者
認可保育園 認定こども園（長時間）	○	○	4・5歳児クラスのみ
こども園（長時間保育）	○	○	×
こども園（短時間保育） 幼保一体施設 地域型保育事業	○	×	×

（2）保護者がいずれも以下の①～⑧のいずれかに該当し、保育ができない場合

- ① 日中、就労している場合（週3日以上かつ一日4時間以上）
- ② 出産・疾病・負傷・心身に障害がある場合
- ③ 常時、疾病・負傷・心身に障害がある親族を介護している場合（週3日以上かつ一日4時間以上）
- ④ 災害の復旧活動をしている場合（週3日以上かつ一日4時間以上）
- ⑤ 大学等の正規課程に通学している場合（週3日以上かつ一日4時間以上）
- ⑥ 求職活動をしている場合（起業準備を含む）（週3日以上かつ一日4時間以上）
- ⑦ 児童虐待または配偶者からの暴力により、児童の保育を行うことが困難と認められる場合
- ⑧ その他、上記に類する状態にあり保育することができないと認められる場合

（3）保育支給認定（第2号または第3号認定）を受けている方

保育支給認定を受けていない場合は、入園の申請をする際に「保育支給認定申請書」を併せて、ご提出ください。

※幼児教育や集団生活に慣れさせる等の目的では、保育の対象となりません。

6 申し込み先等について

(1) 区内在住者の申し込み先

※郵送でのお申し込みはできません。

※受付時間は土日・祝日・年末年始を除く平日の8:30~17:15です。

①区内の認可保育園等に入園を希望する方

千代田区役所子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口

②区外の認可保育園に入園を希望する方

千代田区役所子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口

千代田区の様式で提出していただき、入園希望先の自治体へ書類を送付します。締切日や必要書類について、必ず事前に入園希望先自治体へお問い合わせください。

また、区外へ転出予定の方は、引越し後速やかに転出先自治体にて再度入園申し込みをしてください。手続きがない場合、内定が取消になる場合があります。

(2) 区外居住者の申し込み先

①申し込みの締切日までに千代田区に転入（住民票異動）される方

千代田区役所子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口

②申し込みの締め切り後に千代田区に転入（住民票異動）される方

居住自治体にお申し込みください。

居住自治体への提出書類・・・千代田区の通常の申し込みに必要な書類（14ページ〜）+転入先や転入時期のわかる賃貸借契約書・売買契約書などの写し

※提出していただいた書類は、居住自治体を通じて、千代田区に送付されますので、必ず居住自治体に確認の上、千代田区の締切日までに到着するようお手続きください。

※入園希望月の前月末までに千代田区に転入することが必要です。

※転入後速やかに子ども支援課にて入園申し込みと保育の支給認定手続きをしてください。手続きがない場合、内定が取消になる場合があります。

※幼保一体施設・地域型保育事業(ベビーシッターを含む)は転入予定ではお申し込みできません。転入後の受け付けになります。

③海外から千代田区に転入（住民票異動）される方

千代田区役所子ども部子ども支援課（区役所2階）の窓口

④千代田区在勤の方 ※（4・5歳児クラスのみ）

居住自治体にお申し込みください。

居住自治体への提出書類・・・千代田区の通常の申し込みに必要な書類（14ページ〜）

※提出していただいた書類は、居住自治体を通じて、千代田区に送付されますので、必ず居住自治体に確認の上、千代田区の締切日までに到着するようお手続きください。

※認可保育園・認定こども園の定員枠の残り2枠は区民枠です。そのため、定員に3名以上の空きがある場合に選考対象となります。

※認可保育園の0~3歳児クラス・こども園・幼保一体施設・地域型保育事業の入園申し込みは受け付けしていません。

7 入園申し込み受付期間

入園希望月	受 付 期 間
平成30年 4月 (一次締切)	平成29年 12月 1日(金) ~ 平成30年 1月22日(月)
4月 (二次締切)	1月23日(火) ~ 2月28日(水)
5月	3月 1日(木) ~ 4月 5日(木)
6月	4月 6日(金) ~ 5月 7日(月)
7月	5月 8日(火) ~ 6月 5日(火)
8月	6月 6日(水) ~ 7月 5日(木)
9月	7月 6日(金) ~ 8月 6日(月)
10月	8月 7日(火) ~ 9月 5日(水)
11月	9月 6日(木) ~ 10月 5日(金)
12月	10月 9日(火) ~ 11月 5日(月)
平成31年 1月	11月 6日(火) ~ 12月 5日(水)
2月	平成31年 12月 6日(木) ~ 1月 7日(月)

※ 3月入園は行っていません。

8 入園を希望できる月

ご家庭の状況	入園希望月
就 労	保育が必要な月から
育児休業中	復職予定月から(※1)
採用内定	採用予定月から(※2)
求職活動中、児童虐待、DV	保育が必要な月から(※3)
出産予定	出産月を含む5か月以内
千代田区に転入予定	転入予定日の翌月から

※ 0歳児の入園日は、生後56日を経過した日の翌月の1日からです。お子さんが生まれてから申し込んでください。ただし、4月入園についてのみ出生前のお子さんでもお申し込みを受け付けます。くわしくは次ページを参照ください。

※1 【育児休業中の方へ】

保育園の入園が決まったら、入園月中に復職し、復職証明書を提出してください。

※2 【採用内定の方へ】

保育園入園月中に勤務証明書を提出してください。

※3 【求職活動中の方へ】

保育園に入園してから3か月以内に勤務を開始し、勤務証明書を提出してください。

★※1～3に該当する方で、期限内に書類の提出がない場合は、退園となります。

<平成30年度 出生前児童の新規入園仮申し込みについて>

平成30年4月入園は、入園日（4月1日）に生後56日（8週間）が経過しているお子さん（平成30年度は平成30年2月3日（土）までに出生したお子さん）が対象です。

出生前に4月1日の入園を希望される方は「仮申し込み」として申込書をお預かりいたします。平成30年1月22日（月）までに仮申し込みをし、出生後、平成30年2月9日（金）までに正式申し込みをしてください。

※お子さんがお生まれになった後、正式にお申し込みをしていただかないと仮申し込みは無効となりますので、ご注意ください。

(1) 一次選考の対象となる場合

平成30年2月3日（土）までに出生した児童で、かつ平成30年1月22日（月）までに仮申し込みをしており、平成30年2月9日（金）までに必要書類を添えて正式申し込みを行った申し込み児童

(2) 一次選考の対象とならない場合

①2月3日までに生まれたが、仮申し込みをしていない。

※出産予定日が2月4日以降であっても、2月3日までに生まれた場合に4月1日からの入園を希望されるときには、必ず仮申し込みをしてください。

②仮申し込みをし、2月3日までに生まれたが、正式申し込みをしていない。

※正式申し込みをしなれば一次選考の対象になりません。二次選考の対象になります。

③2月4日以降に生まれた。

※仮申し込みをしていても選考の対象にはなりません。5月以降の入所選考の対象です。

5月入所を希望されない場合は「入園辞退・入園（転園）申請取下書」をご提出ください。

(3) 仮申し込みをしたが、正式申し込みをしない場合

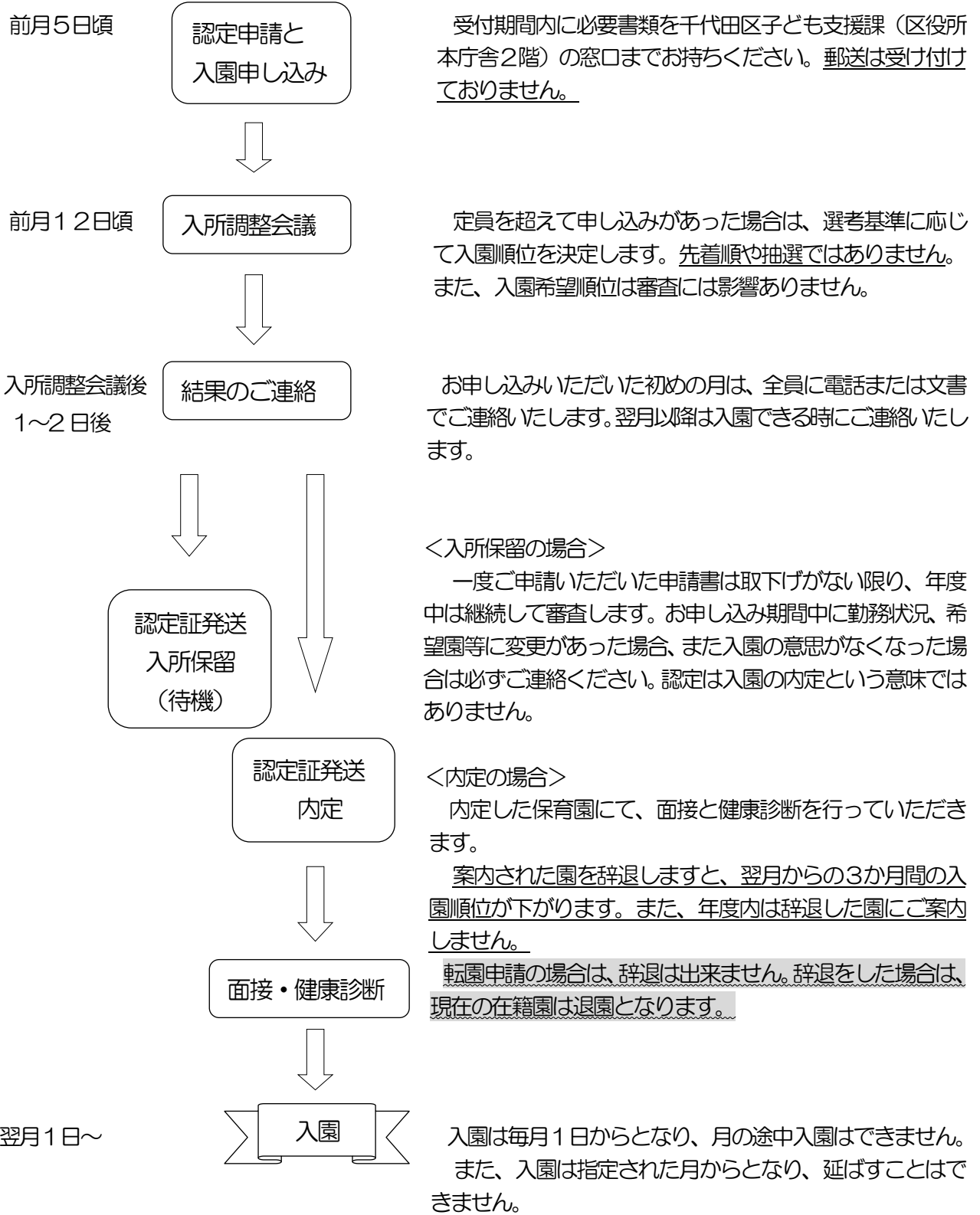
必ず、子ども支援課までご連絡ください。

仮申し込みの方法

通常の申し込みに必要な書類（14ページ〜）＋『母子手帳』をご持参のうえ、平成30年1月22日（月）までに子ども支援課に直接お申し込みください。



9 申し込みから入園までの流れ



※平成30年4月入園（一次締切）の、結果のご連絡は平成30年2月19日頃を予定しております。

10 申し込みに必要な書類

■申し込みに必要な書類は千代田区のホームページからもダウンロードできます。

※保護者（父母）以外の方が申請する場合は、別途「委任状」と代理人の身元確認書類が必要となります。

（1）保育支給認定申請書（「番号確認」書類＋「身元確認」書類）

※既に認定を受けている場合は、必要ありません。

※マイナンバー制度に伴う確認書類

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、保育園の入園を希望する方は、申し込みに必要な書類の一つである「保育支給認定申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。「保育支給認定申請書」を提出する際に、マイナンバーを記載していただくとともに、番号法に基づく「番号確認」と「身元確認」が必要となります。以下の書類をご用意ください。確認書類は窓口に来庁された方のものが必要です（父母が一緒に来庁された場合は父母のうちいずれかの方のもの）。

「番号確認」書類	（以下のうち1種類） 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
「身元確認」書類	【顔写真付証明書】（以下のうち1種類） 個人番号カード、運転免許証（有効期限内のもの）、パスポート（有効期限内のもの）、身体障害者手帳、在留カード など 【顔写真なし証明書】（以下のうち2種類） 健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書 など

（2）認可保育園・こども園・認定こども園・幼稚園（長時間保育）・地域型保育事業入園・転園申込書

(3) 保育ができない状況を証明する書類（父・母・65歳未満の同居者、全員分）

	就 労			そ の 他						
	外 (内定含) 勤	自 営 業 等	内 職	不 存 在	出 産	障 疾 害 病 等・	育 休 中	介 護 等	求 職	就 学
勤務(内定)証明書（区様式）	○	○	○				○			
タイムスケジュール（区様式）		○	○					○		
会社の運営を確認できる書類		○								
母子健康手帳					○					
診断書（区様式）・介護保険証 愛の手帳・身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳						○		○		
在学証明書										○
就学時間のわかるもの(時間割表)										○
戸籍の全部事項証明				○						
求職活動申立書									○	

※上記のほか、別途書類の提出を求められる場合があります。

※65歳未満の同居者があり、その方の保育ができない状況を証明する書類の提出がない場合は、選考指数が1点減算されます。

※自営業等は、個人事業のほか、保護者または保護者の親族が経営する会社等で働く場合も含まれます。

※会社の運営を確認できる書類とは、営業許可証、登記事項全部証明、会社のホームページの写し等で会社名及び、代表者名が確認出来る書類です。

※DVを理由に申し込まれる方は、ご相談ください。

(4) 入園・転園申込に関する確認書

(5) 居住を確認できる書類

(全園希望で申し込まれる方または、こども園・幼保一体施設を希望する方)

例 公共料金（電気・水道・ガス）の領収書・検針票（写し可）

（「ガス使用量のお知らせ」、「電気ご使用量のお知らせ」、「水道・下水道使用量等のお知らせ」）

※領収書等が保護者名義ではない場合、名義人の同居・居住証明書（区様式）を添付してください。

※転入直後で公共料金の領収書がない場合は、マンション等の売買契約書又は賃貸借契約書の写しを提出してください。

(6) 特別区民税・都民税（市町村税）課税証明書（転入者）

※平成30年4月～8月入園の申し込みの場合は、平成29年度の課税証明書、平成30年9月～平成31年2月入園の申し込みの場合は、平成30年度の課税証明書を提出してください。平成29年度の課税証明書は平成29年1月1日に、平成30年度の課税証明書は平成30年1月1日に住民登録をされていた自治体で取得することができます。

※前年に海外に居住していた方等については、所得の証明の提出が必要です。

※マイナンバー制度による情報連携が本格運用されるまでは、課税証明書の提出をお願いします。

(7) その他

※認可外保育施設や認証保育所等にお子さんを預けていて指数の加算（25ページ「【表2】加算調整指数」の12と13の一部）を希望する場合は、受託証明書が必要です。

※証明書類等は、入園受付期間の開始日からさかのぼって3か月以内に発行されたものが有効です。

11 申し込み内容の変更

申し込み内容に変更があった場合は、区役所子ども支援課へ連絡のうえ、申し込み締切日までに該当の書類を提出してください。(郵送可)

※世帯の状況は、入園時まで継続しているものとして選考します。そのため、入園前に勤務条件等の変更があった場合、内定を取り消す場合があります。

変 更 内 容		提出が必要な書類
住所、電話番号等		区役所子ども支援課あて連絡
保護者の勤務状況	①転職 ②求職から勤務内定 ③勤務内定から勤務開始(注1) ④勤務先や勤務時間・日数の変更等	勤務(内定)証明書
育児休業から復職		復職証明書または勤務(内定)証明書
育児休業期間の延長(注2)		勤務(内定)証明書
家庭状況	①結婚 ②同居家族の増減等	区役所子ども支援課あて連絡 ※状況により、書類の提出をお願いする場合があります。
	③離婚	戸籍謄本など(状況により写し可)
	④離婚を前提として別居(注3)し、家庭裁判所による離婚調停を開始した場合	離婚調停中の状況が確認できる書類 (例:裁判所からの呼び出し状など)
申込対象児童が認可外保育施設に入所 (保育事業者との月極契約(1日4時間以上かつ週3日以上)に限る)		受託証明書
入園や転園の意思がなくなった		入園辞退・入園(転園)申請取下書
希望園の追加、順位変更		希望園変更届

注1 発行日が採用年月日以前の勤務(内定)証明書は、就労内定として扱います。

注2 育児休業期間延長の確認が取れない場合は、「【表2】加算調整指数」(25ページ)による加算の対象外となります。

注3 「離婚を前提とした別居」のみでは「【表2】加算調整指数」(25ページ)による加算対象となりません。

12 入園について

(1) 入園の内定

希望者が各保育園の定員を超える場合には、選考基準により保育を必要とする度合の高い児童から入園を内定します。兄弟の保育料の滞納は、選考基準において減点要因となります。

(2) 入園内定を辞退した場合

「入園辞退・入園（転園）申請取下書」を提出してください。内定した園への入園を辞退すると、翌月から3か月間は入園順位が下がります。加算調整指数の待機期間は、内定月の4か月後から改めて起算します。また年度内は辞退した園を案内しません。

(3) 入所調整会議の結果

入園内定の可否は、入園希望月の前月に申込者全員へ電話・文書等で連絡します。

内定の方は、指定日に当該保育園において面接・健康診断を受けた後、入園を決定します。

※育児休業中の方は、入園月中に復職していただきます。復職後は速やかに「復職証明書」または「勤務（内定）証明書」をご提出ください。

(4) 入園できなかった場合

- 希望園に空きが無く入園できなかったときは、申込書は年度内（2月入園まで）有効となります。取下げがない限りは継続して審査をし、内定した際にご連絡します。
- 年度内に内定せずに、翌年度も引き続き入園を希望する方は、4月入園申込期間に新たに入園申し込みをしてください。
- 勤務先や育児休業の延長、勤務時間等を変更したときは、速やかに新たな「勤務（内定）証明書」を提出してください。

(5) 入園の意思がなくなった場合

ご家庭の状況の変化により入園を希望しなくなったときは、速やかに「入園辞退・入園（転園）申請取下書」を提出してください。



(6) 在園できる期間

保育園、こども園等に在園できる期間は以下のとおりです。

理 由	在園できる期間
就 労	要件を満たせば、小学校就学前まで
求 職	3か月間（3か月以内に勤務証明書の提出がない場合は自動的に退園となります。）
出 産	出産月を含む最長5か月間
介護・病気等	介護・療養等を必要としなくなるまで
就 学	就学期間中
児童虐待・DV	お子さんの保育を必要としなくなるまで

- ★認可保育園・認定こども園…千代田区に在住か在勤の要件に該当しなくなった場合は、3か月以内に退園となります。
 - ★こども園…千代田区外に転居した場合、3か月以内に退園となります（在勤要件では在園できません）。
 - ★幼保一体施設…千代田区外に転居した時点で退園となります（在勤要件では利用できません）。
※幼保一体施設内保育園は2歳児クラスまでとなり、3歳児クラスからは併設の幼稚園（長時間）に進級することができます。
 - ★地域型保育事業…2歳児クラスまでとなり、千代田区外に転居した時点で退園となります（在勤要件では利用できません）。
- ※入園中の児童が、2か月を超えて保育園に通園しない場合は自動的に退園となります。

～育児休業の取扱い～

お子さんが認可保育園等(3ページの(1)～(5・3)の施設)に在園中に新たにお子さんが生まれ、育児休業を取得している場合、その育児休業の対象となった下のお子さんが、1歳6か月に達する年度の末日まで上のお子さんの保育を継続して実施します。これを超える育児休業については、在園中のお子さんが、発達上特に環境の変化が好ましくないと考えられる場合に限って、継続して保育を実施します。

なお、保育時間は園長にご相談ください。

(7) 転園の申し込み

- 入園後、事情により転園をご希望される方は、14・15ページに記載の(2)～(5)の書類を、区役所子ども支援課窓口に提出してください（郵送でのお申し込みはできません）。
- 毎月の入所調整会議の対象となり、選考基準に定める順位で、可否を決定します。
- 転園は、年度内に1回のみとし、2回以上の転園は認められません。
- 転園の申し込みがあり、転園が内定した場合はいかなる理由があっても転園となります。転園内定後に辞退した場合は、現在通園している園を退園となります。
- 転園の希望がなくなったときは、「入園辞退・入園（転園）申請取下書」を提出してください。

13 保育時間と休園日

<保育時間>

施設名	通常開所時間	延長保育時間
区立保育園		
麴町保育園	7:30~18:30	18:30~19:30 1歳児クラスから
神田保育園	7:30~18:30	18:30~19:30 1歳児クラスから
西神田保育園	7:30~18:30	18:30~19:30 1歳児クラスから
四番町保育園	7:15~18:15	18:15~20:15 1歳児クラスから
私立保育園		
アスク二番町保育園	7:30~18:30	7:00~ 7:30 全歳児 18:30~21:00
ポピンズナーサリー スクルー番町	8:00~19:00	7:30~ 8:00 全歳児 19:00~21:00
ほっぺるランド西神田	7:30~18:30	7:00~ 7:30 1歳児クラスから 18:30~21:00
グローバルキッズ 飯田橋園	7:30~18:30	18:30~21:00 1歳児クラスから
あい保育園東神田	7:15~18:15	18:15~20:15 全歳児
クリアナーサリー市ヶ谷	7:30~18:30	18:30~20:30 1歳児クラスから
神田淡路町保育園 大きなおうち	7:15~18:15	18:15~20:15 1歳児クラスから
グローバルキッズ 六番町園	7:30~18:30	18:30~20:30 1歳児クラスから
こども園		
いずみこども園	7:30~18:30	18:30~19:30 1歳児クラスから
ふじみこども園	7:30~18:30	18:30~19:30 1歳児クラスから

施設名	通常開所時間	延長保育時間
認定こども園		
グローバルキッズ飯田橋 こども園	7:30~18:30	18:30~20:30 1歳児クラスから
幼保一体施設		
小学館アカデミー 昌平保育園	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
昌平幼稚園（長時間）	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
マミーズエンジェル 千代田保育園	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
千代田幼稚園（長時間）	7:30~18:30	18:30~19:30 全歳児
事業所内保育事業		
厚生労働省5号館保育室	7:30~18:30	18:30~21:00 全歳児
アソシエナーサリー 霞が関	7:30~18:30	18:30~21:00 全歳児
小規模保育事業		
小規模保育室「あい・ぽー と」小さな家麹町	9:00~17:00	延長なし
家庭的保育事業		
あい・ぽーと小さな家 飯田橋	9:00~17:00	延長なし
あい・ぽーと小さな家 東神田	9:00~17:00	延長なし

- ・保育時間は、原則として勤務証明書等に記載された勤務日及び勤務時間、通勤時間のみです。その他、開園時間以内の中で、保護者の状況を考慮して園長が決定します。
- ・延長保育は定員があるため、ご希望通り受けられない場合があります。
- ・入園後、保育園に無理なく馴染めるよう「慣らし保育」があります。面接時に園長にご相談ください。

<休園日>

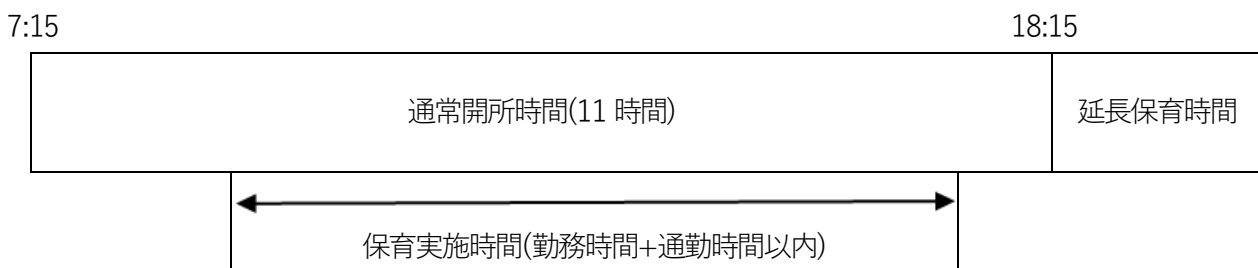
日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

事業所内保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業は、上記のほか土曜日もお休みです。

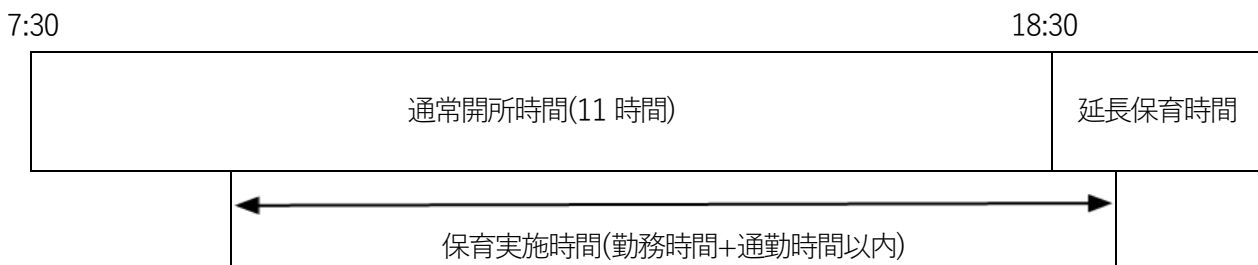
※ただし、12月29日と30日は年末保育を行います。くわしくは子ども支援課までお問い合わせください。

[保育実施時間の例]

(例 1)



(例 2)



※例 2 の場合は保育実施時間が延長保育時間にかかるので延長保育料が発生します。

14 選考基準

※選考基準は30年度入園にのみ適用されます。毎年度選考基準は見直しが行われます。

認可保育園、認定こども園

認可保育園には年齢別に定員があります。これは、児童の安全な保育を考慮して決められているものです。このため、一つの園で年齢別の定員を超えて申し込みがあった場合には、以下により入園順位を決めます。

◆入園順位

- 1位 千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）
- 4位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順

こども園

◆入園順位

- 1位 いずみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者で、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 管内在住者で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 上記以外の千代田区内在住者で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）

※管内については、23ページを参照

幼保一体施設

◆入園順位

- 1位 幼保一体施設内保育園を修了する児童
- 2位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内在住者で、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童の中で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続き合計居住期間の長い順
- 5位 上記以外の千代田区内在住者の児童で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）

※区域については、23ページを参照

※ 4位で、同期間の場合は表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順です。

事業所内保育事業、小規模保育事業

◆入園順位

- 1位 千代田区民で、表1・表2により、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）

家庭的保育事業

以下のいずれの要件も満たしているお子さんで、申し込み順

- ① 千代田区内に在住
- ② 生後10ヶ月以上3歳未満（4月1日現在）
- ③ 保護者が仕事や病気のため家庭内で保育することが難しい等の事由がある
- ④ 保育者又は保育補助者と三親等以内の親族関係にないこと

こども園・幼保一体施設の優先地域

区 分		該 当 区 域
こども園	いずみこども園 (和泉橋出張所管内)	鍛冶町一・二丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一・二・三丁目、神田西福田町、神田須田町二丁目、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町
	ふじみこども園 (富士見小学校通学区域)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目
幼保一体施設	千代田幼保一体施設 (千代田小学校通学区域)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1～3・5～9)、大手町二丁目、内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町一丁目(1～6)、岩本町二丁目(1～8)、岩本町三丁目(1・2)、神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
	昌平幼保一体施設 (昌平小学校通学区域)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、外神田一・二・三・四・五・六丁目

※ 小学校入学の際には、本来指定された小学校通学区域の学校への入学となります。

【表1】 保育の実施選考指数及び実施期間

番号	保護者の状況			選考指数	期間	
	類型	細目				
1	居宅外労働 (居宅外自営を含む)	就労	週5日以上就労	(1) 1日8時間以上の就労を常態	10	保育の実施基準に該当しなくなるまで
				(2) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	9	
				(3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8	
			週3日以上5日未満の就労	(4) 1日8時間以上の就労を常態	9	
			(5) 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8		
			(6) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
			その他	(7) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	7	
	就労内定	週5日以上就労	(8) 1日8時間以上の就労内定	9		
			(9) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	8		
			(10) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	7		
		週3日以上5日未満の就労	(11) 1日8時間以上の就労内定	8		
			(12) 1日6時間以上8時間未満の就労内定	7		
			(13) 1日4時間以上6時間未満の就労内定	6		
			その他	(14) 上記の他、就労の態様から保育が必要と認められる場合	6	
2	就労または自営	週5日以上就労	(1) 1日6時間以上の就労を常態	9		
			(2) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8		
		週3日以上5日未満の就労	(3) 1日6時間以上の就労を常態	8		
			(4) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7		
	内職	(5) 月平均で1日6時間以上の就労を常態	8			
		(6) 月平均で1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7			
		その他	(7) 上記の他、就労や自営の態様から保育が必要と認められる場合	7		
3	不存在		(1) 離婚(離婚調停中を含む)・死亡・行方不明・拘禁・未婚・長期単身赴任	10		
4	出産	疾病	出産	(1) 出産前後休養のため保育にあたれない場合	7	5か月以内
			長期入院	(2) 1か月以上	10	
	疾病	負傷	居宅内	(3) 精神性・感染性	10	
				(4) 常時臥床	10	
				(5) 安静(概ね日中4時間以上就床)	8	
				(6) 一般療養	7	
	心身障害者	心身障害者	(7) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級	10		
			(8) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	8		
			(9) 身体障害者手帳4級	7		
5	看護	入院・通院等付き添い	(1) 週5日以上かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	10		
			(2) 週3日以上5日未満かつ昼間4時間以上の付き添いを常態	8		
	介護	自宅看護・介護	(3) 重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等で常時看護・介護を常態	9		
			(4) 上記以外の自宅看護・介護を常態	7		
6	災害		(1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育にあたれない場合	10	復旧期間	
7	求職		(1) 生計中心者が失業等で、求職のため日中外出を常態	7	3か月以内	
			(2) 上記以外で、求職のため日中外出を常態	6		
8	就学		(1) 学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号2の自営部分を準用	通学が終了する月の末日まで	
9	特例		(1) 児童相談所長から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合			
			(2) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合			

※ 表1 中空欄の選考指数は、保育が必要な実態に鑑み、その都度入所調整会議において決定します。



【表2】 加算調整指数

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備考
1	ひとり親世帯で他に同居親族がいない場合	+4	世帯に加算
2	ひとり親世帯で同居親族がいる場合	+3	世帯に加算
3	生活保護受給世帯の場合	+3	世帯に加算
4	兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合 ※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算 ※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外	+3	児童に加算
5	兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合 ※兄弟姉妹が在籍している園の選考時のみ加算 ※区立こども園・幼保一体施設・認定こども園の短時間は対象外	+4	児童に加算
6	2年以上の産・育休明け予定の場合（2歳児クラス以降に適用） ※7の産・育休明け予定の場合（1年6か月以上利用）の加算と重複しない。 ※8の産・育休明け予定の場合（1年以上利用）の加算と重複しない。 ※12、13の加算と重複しない。	+3	児童に加算
7	1年6か月以上の産・育休明け予定の場合（1歳児クラス以降に適用） ※6の産・育休明け予定の場合（2年以上利用）の加算と重複しない。 ※8の産・育休明け予定の場合（1年以上利用）の加算と重複しない。 ※12、13の加算と重複しない。	+2	児童に加算
8	1年以上の産・育休明け予定の場合（1歳児クラス以降に適用） ※6の産・育休明け予定の場合（2年以上利用）の加算と重複しない。 ※7の産・育休明け予定の場合（1年6か月以上利用）の加算と重複しない。 ※12、13の加算と重複しない。	+1	児童に加算
9	兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合	+1	世帯に加算
10	6か月以上待機している場合（1歳児クラス以降に適用） ※11の3か月以上待機している場合の加算と重複しない。	+2	児童に加算
11	3か月以上待機している場合（1歳児クラス以降に適用） ※10の6か月以上待機している場合の加算と重複しない。	+1	児童に加算
12	1日4時間以上かつ週3日以上、月極め契約で認可外保育施設等（認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育施設を除く）に預けている場合 ※就労要件で申し込みの場合は、実際に就労している場合のみ加算。就労予定や加算対象児童の産・育休中の場合は加算しない。 ※ベビーシッターについては東京都福祉保健局の「認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）一覧」にある事業者のみ。 ※6、7、8の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。	+2	児童に加算
13	1日4時間以上かつ週3日以上、月極め契約で認証保育所、区補助対象保育室、区緊急保育施設、地域型保育事業に預けている場合 ※就労要件で申し込みの場合は、実際に就労している場合のみ加算。就労予定や加算対象児童の産・育休中の場合は加算しない。 ※6、7、8の産・育休明け予定の場合の加算と重複しない。	+1	児童に加算
14	未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に加算
15	保護者の1人が単身赴任や海外勤務等による不在の場合	+1	世帯に加算
16	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを 持っている場合	+1	世帯に加算
17	居宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	+1	該当者に加算
18	65歳未満の同居者の保育ができない状況を証明する書類が提出できない場合	-1	世帯から減算
19	保育料が6か月以上滞納となっている場合	-10	世帯から減算

！注意！

- 1 就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む）とし、残業は含みません。
- 2 待機期間の算定は、入所または転所を希望した月から起算します。ただし、入所内定を辞退した場合は、入所予定月の4か月後から起算します。
- 3 お申し込み後、加算調整指数の加算となる環境等特殊な事情（ひとり親、生活保護、未就学児3人以上同居等）に該当となった場合は、事情のわかる書類（戸籍の全部事項証明、保護開始通知、出生届けの写し等）の提出が必要です。
- 4 番号12・13の加算については受託証明書の提出が必要です。また、加算対象児童の育児休業中の場合は、入園申し込みの締切日までに復職して、復職証明書の提出をしなければ加算されません。

同一指数になった場合

22、23ページで示した順位において、同一指数となった場合は以下の優先順位によって入園順位を決めます。

<同一指数の場合の優先順位 >

1. 保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合、または、新たに就労する場合
 2. 生活保護世帯
 3. ひとり親世帯で、離婚等後6か月以内の場合（離婚または死別の事実を戸籍で証明できる場合のみ）
 4. 保護者の千代田区における入園希望日までの引き続く合計居住期間が長い世帯
 5. 父または母が不存在〔離婚（離婚調停中を含む）、死亡、行方不明、拘禁、未婚、長期単身赴任（概ね1年以上）〕、または、長期入院（概ね1年以上）の世帯
 6. 保護者が精神性・感染性疾患や常時臥床、または、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級のいずれかを持っている場合
 7. 兄弟姉妹が既に在園している保育所への転園を希望する場合
 8. 兄弟姉妹が既に在園している保育所への入園を希望する場合
 9. 未就学児が3人以上または双子等の世帯
 10. 保護者が居宅外就労者（育休中で復職予定者を含み、自営を除く）
 11. 保護者が居宅外自営の世帯
 12. 保護者の就労時間が長い世帯
 13. 保護者が居宅外労働の場合、通勤時間が長い世帯
 14. 待機期間の長い世帯
 15. 区民税非課税世帯
- その他、就労実態、児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定します。

15 保育料

認可保育園・こども園・認定こども園・幼保一体施設（幼稚園）・地域型保育事業・居宅訪問型事業（ベビーシッター）へ入園された場合は、保護者の住民税の課税状況に応じて保育料を納入していただきます。

また、皆様にご負担いただく保育料は、園運営の貴重な財源となっています。お納め忘れのないよう、保育料の自動口座引落をお願いしております（認定こども園・地域型保育事業は事業者が徴収します）。手続きは区指定の申込書にて、取引先の金融機関等で行ってください。未納が続く場合、退園となる場合があります。また、保育料は変更する場合があります。

※入園から退園までの間は、登園がない月でも保育料が発生します。

(1) 保育料の算定基準

保護者（父母ともに）の、「市区町村住民税所得割相当額」により、算定しています。

※所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除の税額控除は適用しません。

※父母が非課税かつ祖父母と同一世帯の場合は祖父母の「市区町村住民税所得割相当額」で算定します。

(2) 保育料の切替え

毎年4月及び9月に保育料の算定を実施（4月～8月分の保育料は前年度の市区町村住民税所得割相当額、9月～翌年3月分の保育料は当年度の市区町村住民税所得割相当額で決定）

(3) 保育料決定のための提出書類（父・母、各々分）

千代田区にお住まいになった時期によって、提出書類が異なります。

平成29年1月1日以前から千代田区に在住の方は提出の必要はありません。

対象月	千代田区にお住まいになった時期	特別区民税・都民税課税証明書の提出
平成30年4月 ～平成30年8月	平成29年1月2日から 平成30年1月1日までに転入	平成29年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。
平成30年9月 ～平成31年3月	平成30年1月2日以降に転入	平成30年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。

※前年に海外に在住していた方等については、所得の証明の提出が必要です。

※マイナンバー制度による情報連携が本格運用されるまでは、課税証明書の提出をお願いします。

(4) 多子世帯の保育料減額（第2・3号認定）

同一世帯に子どもが2人以上いる場合、保育料階層に応じて、以下の通り第2子以降の保育料を減額または免除します。

・A～D2階層の場合




年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第2子に当たる場合は50%減額、第3子以降に当たる場合は全額免除します。

・D3～D21階層の場合

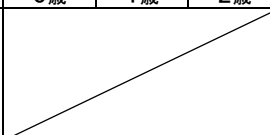








就学前の世帯児童数を数え、就学前児童の第1子が認可保育園、幼稚園（幼保一体施設含む）、こども園（認定こども園含む）、地域型保育事業、認証保育所、区補助対象保育室等に入園しており、当該児童が第2子にあたる場合は50%減額、第3子以降にあたる場合は全額免除します。

(多子世帯の保育料減額のイメージ)

○第1号認定でA~D4階層、第2・3号認定でA~D2階層の場合

	(年少) (年中) (年長) 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 小1 小2 小3 小4以上										
	第1・2・3号認定 共通				 第3子 (免除)		 第2子 (半額)	 年齢の上限なくカウントする			

○第1号認定でD5~D9階層、第2・3号認定でD3~D21階層の場合

	(年少) (年中) (年長) 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 小1 小2 小3 小4以上										
	第1号認定				 第3子 (免除)		 第2子 (半額)			 第1子	 小4以上は カウントしない
第2号認定 第3号認定	 第3子 (免除)		 第2子 (半額)			 第1子 (全額)	 小1以上はカウントしない				

(5) ひとり親世帯等の保育料減額

ひとり親世帯等で保育料階層がD4階層以下の児童の場合、年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第1子に当たる場合は50%減額、第2子以降は全額免除となります。

※ひとり親世帯等とは・・・母子・父子家庭や障害者(児)のいる世帯および生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯をいいます。

(ひとり親世帯等の保育料減額のイメージ)

○A~D4階層の場合

	(年少) (年中) (年長) 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 小1 小2 小3 小4以上										
	ひとり親世帯等				 第2子 (免除)		 第1子 (半額)	 年齢の上限なくカウントする			

(6) 保育料の減免等

- ・保育料については、失業(自己退職を除く)などで著しく収入が減ったとき、病気や災害などで特別に費用がかかったとき、同居の家族に高度障害の方がいるときなどは、減額される場合がありますので子ども支援課へご相談ください。
- ・入園しているお子さんが病気などで月の初日から1か月以上通園できないときは、保育料を免除できる制度がありますので子ども支援課へご相談ください(2か月以上通園できない場合は退園となります)。

●認可保育園・認定こども園・事業所内保育所・居宅訪問型事業（ベビーシッター）全歳児、こども園（0～2歳児）【表3】

（平成27年4月1日以降適用）

（月額：円）

階層	区 分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第2子以降 の子どもの 保 育 料
A	生活保護世帯	0	0	0	第2子以降 の子どもの 保 育 料
B	特別区民税非課税世帯	0	0	0	
C	特別区民税均等割額のみ	1,900	1,300	1,300	
D1	特別区民税所得割額 47,700円未満	6,700	5,600	5,600	第2子 50%減額
D2	// 58,200円未満	8,300	7,300	7,200	
D3	// 68,000円未満	9,400	9,300	9,200	
D4	// 90,600円未満	15,400	10,900	10,800	
D5	// 113,000円未満	19,100	12,700	12,600	
D6	// 135,600円未満	21,500	14,300	14,200	
D7	// 158,000円未満	23,600	15,800	15,700	
D8	// 180,600円未満	25,500	17,000	16,900	
D9	// 203,100円未満	27,500	18,200	18,000	
D10	// 225,600円未満	29,200	19,500	18,000	
D11	// 245,800円未満	31,000	20,700	18,000	第3子以降 全額免除
D12	// 257,100円未満	32,500	21,600	18,000	
D13	// 268,300円未満	34,200	22,600	18,000	
D14	// 279,600円未満	35,700	22,600	18,000	
D15	// 290,800円未満	37,200	22,600	18,000	
D16	// 302,100円未満	38,500	22,600	18,000	
D17	// 313,300円未満	40,000	22,600	18,000	
D18	// 369,600円未満	43,400	22,600	18,000	
D19	// 425,800円未満	48,900	22,600	18,000	
D20	// 482,000円未満	53,700	22,600	18,000	
D21	// 482,000円以上	57,500	22,600	18,000	

※所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除の税額控除は適用しません。

※認定こども園短時間保育の保育料は、表4に準じます。

※認定こども園・事業所内保育所・居宅訪問型事業（ベビーシッター）の保育料は運営事業者へお支払いいただきます。

●こども園、千代田・昌平幼稚園（3～5歳児）【表4】

（平成27年4月1日以降適用）

（月額：円）

階層	区 分	3～5歳児	
		長時間保育	短時間保育
A	生活保護世帯	0	0
B	特別区民税非課税世帯	0	0
C	特別区民税均等割額のみ	7,100	4,000
D1	特別区民税所得割額 47,700円未満	7,100	4,000
D2	// 58,200円未満	7,200	4,100
D3	// 68,000円未満	9,200	5,100
D4	// 90,600円未満	10,800	5,900
D5	// 113,000円未満	12,600	6,800
D6	// 135,600円未満	14,200	7,600
D7	// 158,000円未満	15,700	8,300
D8	// 180,600円未満	16,900	8,900
D9	// 180,600円以上	18,000	9,500

※こども園の0～2歳児の保育料と長時間保育後の延長保育料は認可保育園保育料に準じます。

※第2子以降の保育料の減免は、認可保育園の規定に準じます。

※千代田幼稚園・昌平幼稚園は、上記の料金その他制服やかばん等の購入経費がかかります。

※所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除の税額控除は適用しません。

●幼保一体施設内保育園【表5】

(月額：円)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	備考
マミーズエンジェル 千代田保育園	80,000	78,000	78,000	週6日利用の場合は、別途保育料 がかかります。
小学館アカデミー 昌平保育園	80,000	78,000	78,000	週6日利用の場合は、別途保育料 がかかります。

※入園料が別途21,000円がかかります。

※認可保育園の入園要件(9ページ)を備えた世帯について、認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安い保育料でご利用いただけます。保育料の減額には手続きが必要です。詳細は66ページをご覧ください。

※その他オプション費用がかかることがあります。くわしくは各施設にお問い合わせください。

●小規模保育事業【表6】

(平成28年10月1日以降適用)

(月額：円)

階層	区分	0~2歳児
A・B・C・D1~3	生活保護世帯、 住民税非課税世帯~住民税所得割額68,000円未満の世帯	0
D4~10	住民税所得割額225,600円未満の世帯	15,000
D11~21	住民税所得割額225,600円以上の世帯	30,000

※所得割額の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除の税額控除は適用しません。

※第2子以降の保育料の減免は、認可保育園の規定に準じます。

※保育料は運営事業者へお支払いいただきます。

●延長保育料【表7】

<区立認可保育園・こども園・幼稚園>

(午後6時30分～午後7時30分。四番町保育園は午後6時15分～午後8時15分)

(月額：円)

階層	区 分	延長保育料の額					
		1時間以内			1時間を超え2時間以内		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	特別区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	特別区民税均等割額のみ	100	100	100	200	200	200
D1	特別区民税所得割額 47,700円未満	600	500	500	1,200	1,000	1,000
D2	// 58,200円未満	800	700	700	1,600	1,400	1,400
D3	// 68,000円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800
D4	// 90,600円未満	1,500	1,000	1,000	3,000	2,000	2,000
D5	// 113,000円未満	1,900	1,200	1,200	3,800	2,400	2,400
D6	// 135,600円未満	2,100	1,400	1,400	4,200	2,800	2,800
D7	// 158,000円未満	2,300	1,500	1,500	4,600	3,000	3,000
D8	// 180,600円未満	2,500	1,700	1,600	5,000	3,400	3,200
D9	// 203,100円未満	2,700	1,800	1,800	5,400	3,600	3,600
D10	// 225,600円未満	2,900	1,900	1,800	5,800	3,800	3,600
D11	// 245,800円未満	3,100	2,000	1,800	6,200	4,000	3,600
D12	// 257,100円未満	3,200	2,100	1,800	6,400	4,200	3,600
D13	// 268,300円未満	3,400	2,200	1,800	6,800	4,400	3,600
D14	// 279,600円未満	3,500	2,200	1,800	7,000	4,400	3,600
D15	// 290,800円未満	3,700	2,200	1,800	7,400	4,400	3,600
D16	// 302,100円未満	3,800	2,200	1,800	7,600	4,400	3,600
D17	// 313,300円未満	4,000	2,200	1,800	8,000	4,400	3,600
D18	// 369,600円未満	4,300	2,200	1,800	8,600	4,400	3,600
D19	// 425,800円未満	4,800	2,200	1,800	9,600	4,400	3,600
D20	// 482,000円未満	5,300	2,200	1,800	10,600	4,400	3,600
D21	// 482,000円以上	5,700	2,200	1,800	11,400	4,400	3,600

(平成27年4月1日以降適用)

※所得割額の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除の税額控除は適用しません。

<幼保一体施設内保育園の延長保育料>

時間区分	継続利用
夕1時間延長(午後6時30分～午後7時30分)	月額 2,500円

<私立アスクニ番町保育園の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
朝 30分延長（午前7時～午前7時30分）	月額 1,500円	1日 150円
夕 1時間延長（午後6時30分～午後7時30分）	月額 2,500円	1日 250円
夕 2時間延長（午後6時30分～午後8時30分）	月額 5,000円	1日 500円
夕 2.5時間延長（午後6時30分～午後9時）	月額 6,500円	1日 650円

・保護者の希望に応じて夕食を提供します。別途夕食代400円/1食が必要です。

<私立ポピンズナーサリースクール一番町の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
朝 30分延長（午前7時30分～午前8時）	月額 1,500円	15分 125円
夕 1時間延長（午後7時～午後8時）	月額 2,500円	
夕 2時間延長（午後7時～午後9時）	月額 5,000円	

- ・午前7時～7時30分はオーダーがあればお預かりいたします（保育料 500円/15分）。
- ・スポット延長保育が月に5回を超える場合には、月極延長保育料金を請求します。
- ・保育時間が午後6時45分を超える場合は、補食代210円/1食・夕食代400円/1食が必要です。

<私立ほっぺるランド西神田の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
朝 30分延長（午前7時～午前7時30分）	月額 1,500円	1日 150円
夕 1時間延長（午後6時30分～午後7時30分）	月額 2,500円	1日 250円
夕 2時間延長（午後6時30分～午後8時30分）	月額 5,000円	1日 500円
夕 2.5時間延長（午後6時30分～午後9時）	月額 6,500円	1日 650円

- ・午後7時30分までお預かりするお子さまには、補食を提供します（無料）。
- ・お子さまの健全な成長を考慮し、午後7時30分を超えてお預かりするお子さまには、夕食を提供します。別途夕食代300円/1食が必要です。

<私立グローバルキッズ飯田橋園・グローバルキッズ飯田橋こども園の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
夕 1時間延長（午後6時30分～午後7時30分）	月額 2,500円	10分 100円
夕 2時間延長（午後6時30分～午後8時30分）	月額 5,000円	
夕 2.5時間延長（午後6時30分～午後9時）	月額 6,500円	

- ・午後7時までお預かりするお子さまには、補食または夕食を選択制で提供します。
- ・別途、補食代200円/1食が必要です。夕食代は月額4,000円、または300円/1食が必要です。
- ・グローバルキッズ飯田橋こども園には夕 2.5時間延長はありません。

<私立あい保育園東神田の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
夕 1時間延長（午後6時15分～午後7時15分）	月額 2,500円	1日 300円
夕 2時間延長（午後6時15分～午後8時15分）	月額 5,000円	1日 600円

- ・午後7時15分までお預かりするお子さまには補食を提供します。別途補食代200円/1食が必要です。
- ・午後8時15分までお預かりするお子さまには夕食を提供します。別途夕食代300円/1食が必要です。

<私立クレアナーサリー市ヶ谷の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
夕1時間延長（午後6時30分～午後7時30分）	月額 2,500円	1時間 500円
夕2時間延長（午後6時30分～午後8時30分）	月額 5,000円	

- ・午後7時30分までお預かりするお子さまには、ご希望により補食を提供します。別途補食代100円/1食が必要です。
- ・午後8時30分までお預かりするお子さまには、ご希望により夕食を提供します。別途夕食代500円/1食が必要です。

<私立神田淡路町保育園大きなおうちの延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
夕1時間延長（午後6時15分～午後7時15分）	月額 3,000円	1時間 950円 2時間 1,700円
夕2時間延長（午後6時15分～午後8時15分）	月額 6,000円	

- ・補食・夕食を提供します（無料）。
- ・スポット延長でお預かりするお子さまには、補食・夕食を提供します。別途補食代50円/1食、夕食代300円/1食が必要です。

<私立グローバルキッズ六番町園の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
夕1時間延長（午後6時30分～午後7時30分）	月額 2,500円	100円/10分
夕2時間延長（午後6時30分～午後8時30分）	月額 5,000円	

- ・継続利用の場合は、別途夕食代4,000円/月または300円/日が必要です。補食代は月額に含まれています。
- ・スポット延長でお預かりするお子さまには、補食・夕食を提供します。別途補食代200円/1食、夕食代300円/1食が必要です。

<厚生労働省5号館保育室の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
夕1時間延長（午後6時30分～午後7時30分）	月額 3,000円	1時間 500円
夕2時間延長（午後6時30分～午後8時30分）	月額 6,000円	
夕2.5時間延長（午後6時30分～午後9時）	月額 8,000円	

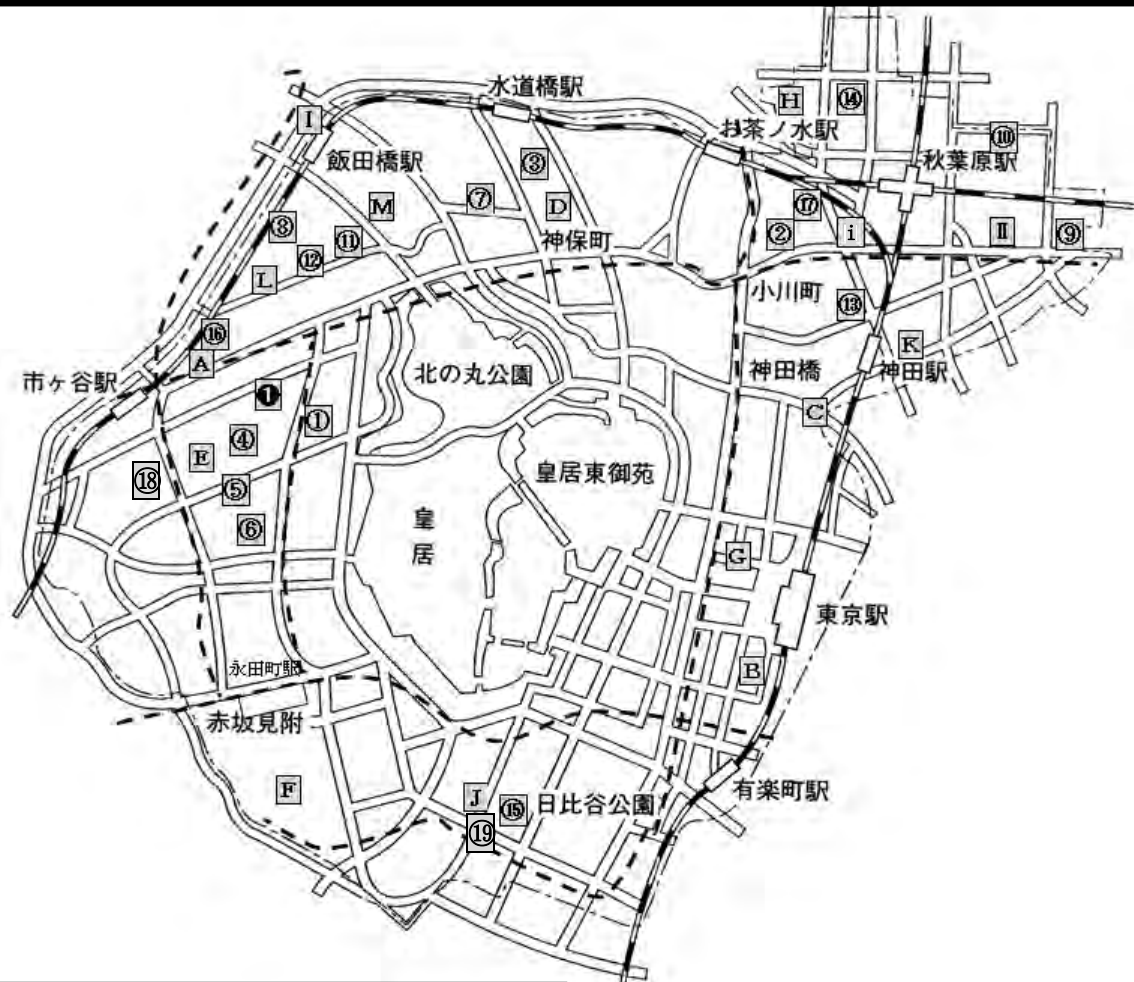
- ・保育時間が午後7時を超える場合は、保護者の希望に応じて夕食を提供します。別途夕食代500円/1食が必要です。

<アソシエナーサリー霞が関の延長保育料>

時間区分	継続利用	スポット延長
夕1時間延長（午後6時30分～午後7時30分）	月額 3,000円	1時間 500円
夕2時間延長（午後6時30分～午後8時30分）	月額 6,000円	
夕2.5時間延長（午後6時30分～午後9時）	月額 8,000円	

- ・午後7時までお預かりするお子さまには、希望に応じて補食を提供します（無料）。
- ・保育時間が午後7時を超える場合は、保護者の希望に応じて夕食を提供します。別途夕食代500円/1食が必要です。

16 所在地



認可保育園	場所	掲載ページ
麴町保育園	①	39
神田保育園	②	40
西神田保育園	③	41
四番町保育園	④	42
アスク二番町保育園	⑤	43
ポピズナーサリースクール一番町	⑥	44
ほっぺるランド西神田	⑦	45
グローバルキッズ飯田橋園	⑧	46
あい保育園東神田	⑨	47
クリアナーサリー市ヶ谷	⑯	48
神田淡路町保育園大きなおうち	⑰	49
グローバルキッズ六番町園	⑱	50
こども園		
いずみこども園	⑩	51
ふじみこども園	⑪	52
認定こども園		
グローバルキッズ飯田橋こども園	⑫	53
幼保一体施設		
千代田幼稚園、マミーズエンジェル千代田保育園	⑬	54
昌平幼稚園、小学館アカデミー昌平保育園	⑭	55

事業所内保育所	場所	掲載ページ
厚生労働省5号館保育室	⑮	56
アソシエナーサリー霞が関	⑲	57
小規模保育所		
「あい・ぼーと」小さな家 麴町	①	58
家庭的保育室		
あい・ぼーと小さな家飯田橋	I	59
あい・ぼーと小さな家東神田	II	59
認証保育所・区緊急保育施設		
保育園ドルチェ	A	61
キッズスクウェア丸の内東京ビル	B	61
マミーズエンジェル神田駅前保育園	C	61
小学館アカデミー神保町保育園	D	62
ピノキオ幼児舎番町園	E	62
キッズスクウェア永田町	F	62
キッズスクウェア丸の内永楽ビル	G	63
保育室「愛の園」	H	63
ココファン・ナーサリー神田万世橋	i	63
ココファン・ナーサリー霞が関	J	64
グローバルキッズ神田駅前保育園	K	64
区補助対象保育室		
ひまわり育児室	L	65
ハイブリッドmamprischoolナーサリー千代田富士見	M	65



17 認可保育園等一覧

※保育年齢は毎年度4月1日が基準です。 ※  マークがある施設は、病後児保育室設置施設です

<認可保育園>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
区立保育園							
 ●麴町保育園 一番町4番地 ☎3261-7960	6	18	18	18	20	20	100
 ●神田保育園 神田淡路町二丁目109番地 ☎3253-6258	12	17	20	22	24	25	120
●西神田保育園 西神田二丁目6番2号 ☎5215-9060	12	15	18	18	18	18	99
●四番町保育園 四番町11番地 ☎3234-2269	11	14	16	18	19	19	97
私立保育園							
 ●アスク二番町保育園 二番町2番地1 二番町TSビル ☎3288-8151	12	16	18	18	18	18	100
●ポピズナーサリースクール一番町 一番町10番地8 一番町ウエストビル ☎3230-2105	9	12	13	14	16	16	80
●ほっぺるランド西神田 西神田三丁目5番2号 千代田ファースビル西館1階 ☎5212-6016	9	10	12	13	13	13	70
●グローバルキッズ飯田橋園 富士見二丁目14番36号 富士見WESTビル 2・3階 ☎3239-8002	18	24	24	24	24	24	138
●あい保育園東神田 東神田二丁目6番5号 東神田ビル2・3階 ☎5809-2578	9	10	11	11	11	11	63
●クリアナーサリー市ヶ谷 九段北四丁目2番29号 セブンアネックス(世界文化社別館)1~3階 ☎6265-6187	9	12	12	15	15	15	78
●神田淡路町保育園大きなおうち 神田淡路町二丁目12番地 ☎6260-9555	9	18	18	18	18	18	99
●グローバルキッズ六番町園 六番町5番地16 ☎3230-7161	6	10	11	11	11	11	60

<こども園>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
				長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
●いずみこども園 神田和泉町1番地 ☎3866-9938	9	12	15	20	15	20	15	20	15	141
●ふじみこども園 富士見一丁目10番3号 ☎3263-1009	12	20	23	25	25	28	22	28	22	205



<認定こども園>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
				長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
●グローバルキッズ飯田橋こども園 富士見二丁目14番37号 富士見EAST1・2階 ☎3230-1811	15	17	18	19	10	19	10	19	10	137

<幼保一体施設>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
				長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
千代田幼保一体施設 ●千代田幼稚園 神田司町二丁目16番地 ☎3256-1709	/	/	/	10	15	10	15	10	15	75
				10	10	/	/	/	/	20
昌平幼保一体施設 ●昌平幼稚園 外神田三丁目4番7号 ☎3251-0768	/	/	/	10	15	10	15	10	15	75
				5	10	10	/	/	/	25

<事業所内保育事業>

【定員：区民枠】

人

施設名・住所・電話	0歳児	1歳児	2歳児	合計
●厚生労働省5号館保育室 霞が関一丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館 ☎3504-0015	1	2	2	5
●アソシエナーサリー霞が関 霞が関一丁目2番1号 中央合同庁舎第1号館南別棟 ☎6205-7596	1	2	2	5

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。

<小規模保育事業>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳（10か月～）	1歳	2歳	合計
●小規模保育室「あい・ぽーと」 小さな家麹町 三番町7番地 ☎3556-8472	1	4	5	10

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。

<家庭的保育事業>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳（10か月～）	1歳	2歳	合計
●あい・ぽーと小さな家飯田橋 飯田橋四丁目10番1-310号 ☎5579-8927		5		5
●あい・ぽーと小さな家東神田 東神田二丁目4番6号 ☎5809-1073		5		5

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。

<居宅訪問型保育事業>

【定員】

人

運営事業者名・住所	0歳	1歳	2歳	合計
●株式会社ポピンス 渋谷区広尾五丁目6番6号 広尾プラザ5階		20		20
●株式会社アルファコーポレーション 丸の内二丁目7番3号 東京ビル3階		5		5

※当事業は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくこととなりますのでご注意ください。

※定員を超過した場合は利用調整を行います。

◎認証保育所等一覧は60ページをご覧ください。

18 各認可保育園の紹介

翹町保育園 (区立)

◆保育目標

- *健康で元気なこども
- *友達と仲良くあそべる子
- *自分のことは自分でする子
- *自分の考えをはっきり言える子
- *人の話がきちんと聞ける子

◆園の特徴

- *乳児も幼児も散歩にたくさん出かけ、歩くことを基本に体を動かしたり自然に触れたりします。
- *地域の小学校や幼稚園、認証保育所と交流をしたり、ボランティアや職場体験の生徒を受け入れたりし、いろいろな人との関わりを大切にしています。
- *子育て支援事業で園行事や楽しみサタデー（どうぶつ村、救命講習会、コサージュ作りなど土曜日開催）へのお誘いをしています。
- またマザーズドリーム（妊婦さん対象）やエプロンさん（半日保育体験）の受け入れもしています。
- *保育参加や個人面談など保護者とのコミュニケーションの機会を大切にしています。
- *発達支援アドバイザーやスクールカウンセラー、千代田図書館の司書などが定期的に来園します。
- *平成28年5月30日、新園舎に移転しました。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	18	18	18	20	20	100

◆保育時間

- 通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
- 延長保育時間 午後6時30分～午後7時30分（1歳児クラスから）

- ◆所在地 一番町4番地
- ◆電話 3261-7960
- ◆交通案内
○「半蔵門駅」5番出口より下車徒歩2分
(東京メトロ半蔵門線)





神田保育園 (区立)



◆保育目標

- *心身の穏やかな成長を促す
- *健康で明るい元気な子
- *優しい思いやりのある子
- *自分で考え行動する子

◆園の特徴

- *『千代田区就学前の子どものための教育・保育プログラム』に沿って『生きる力の基礎づくり』ができるよう、各年齢の発達に合わせたカリキュラムを作成し実践しています。
 - ・乳児は、ゆったり過ごせる室内環境を整備し、一人ひとりの気持ちを受け止め、情緒の安定をはかるよう、個々の発達に応じた保育を行っています。
 - ・幼児は、集団活動に参加し、静と動の活動をバランスよく取り入れた、個性や能力を発揮できる保育内容を実践しています。
- *学校・幼稚園との交流、地域の行事への参加などを積極的に行い、地域に根差す保育園を目指しています。
- *平成25年6月、新園舎に移転しました。

保育室が南側に面しており陽当たりもよく、すぐに園庭に出て遊ぶことができます。園の周囲には木々が植えられ、憩いのスペースになり、隣の淡路公園も整備されました。
- *1階から4階までが保育園、5階が調理室、6階から8階までは高齢者施設「淡路にこここフォーユープラザ」が併設されています。

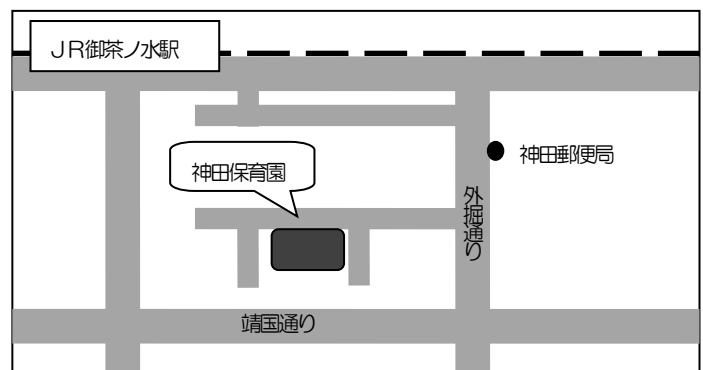
◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	17	20	22	24	25	120

- ◆保育時間

通常開所時間	午前7時30分～6時30分
延長保育時間	午後6時30分～7時30分（1歳児クラスから）

- ◆所在地 神田淡路町二丁目109番地
- ◆電話 3253-6258
- ◆交通案内
 - 「御茶ノ水駅」JR線、東京メトロ丸の内線
 - 「新御茶ノ水駅」東京メトロ千代田線
 - 「淡路町駅」東京メトロ丸の内線
 - 「小川町駅」都営新宿線
 いずれも下車徒歩5分



西神田保育園 (区立)

◆保育目標

- *こどもが豊かに育ち、生きる力の基礎を培う
- *ゆたかな心、丈夫な身体のこどもに育てよう
- *元気に仲良く遊ぶこども
- *自分のことは自分ですることも
- *いろいろな事に興味や関心を持つこども

◆園の特徴

- *昭和47年に開園し、平成11年に現在の場所に移転しました。
西神田コスモス館として、西神田児童センターや集会室、住宅と併設され、その1階と2階部分が保育園です。園舎は曲線を多く取り入れ、明るく広々とした環境です。
- *目の前に西神田公園があり、のびのびと遊ぶことができます。また、小石川後樂園や北の丸公園などにも出かけ、自然に触れる機会を多く持つようにしています。
- *保護者の方々との連携を大切に、近隣の高齢者センターや、幼稚園などとも交流を持ちながら、地域に根差した保育園づくりを心がけています。
- *子育て支援の一環として「保育園に遊びに来ませんか」を企画し、遊びや行事を一緒に楽しみながら保育園の紹介をしたり、子育てに関する相談を受けたりしていますのでご利用ください。

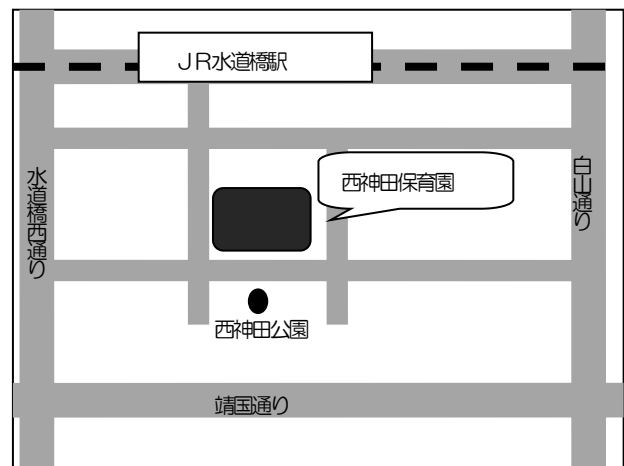
◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	15	18	18	18	18	99

- ◆保育時間

通常開所時間	午前7時30分～午後6時30分
延長保育時間	午後6時30分～午後7時30分（1歳児クラスから）

- ◆所在地 西神田二丁目6番2号 西神田コスモス館
- ◆電話 5215-9060
- ◆交通案内
 - 「水道橋駅」下車徒歩10分（JR線）
 - 「神保町駅」A2、A3出口より下車徒歩10分
（東京メトロ半蔵門線、都営新宿線・三田線）





四番町保育園 (区立)



※平成30年3月に仮園舎(四番町5番地8)へ移転予定

◆保育目標

- *豊かな心 (大人に愛され守られている事を実感し、自分らしく安心して過ごす)
- *健康な身体 (よく食べる よく眠る よく遊ぶ)
- *豊かな創造性 (感じた事や考えた事を自分なりに表現する)

◆園の特徴

- *保育目標を基に一人ひとりの個性を大切に、その子らしくすごせる保育園を目指しています。
- *緑の多い静かな住宅の中にあり、部屋はどこでも南向きで、日当たりもよく、明るい保育園です。
- *ゆったりとした施設で園児数も多く、子どもたちの元気な声が絶えません。
- *地域の幼稚園、保育園やいきいきプラザとの交流も行っています。また、2階3階には児童館もあります。
- *近くには東郷公園、少し足を伸ばせば千鳥ヶ淵公園・北の丸公園があり、散歩に出かけては四季折々の自然を楽しんでいます。
- *午後8時15分までの延長保育を行っており、夕食も提供しています。
- *地域の子育てをしている方に保育園に遊びに来ていただき、他の子どもと触れ合ったり、子育て相談に応じています。

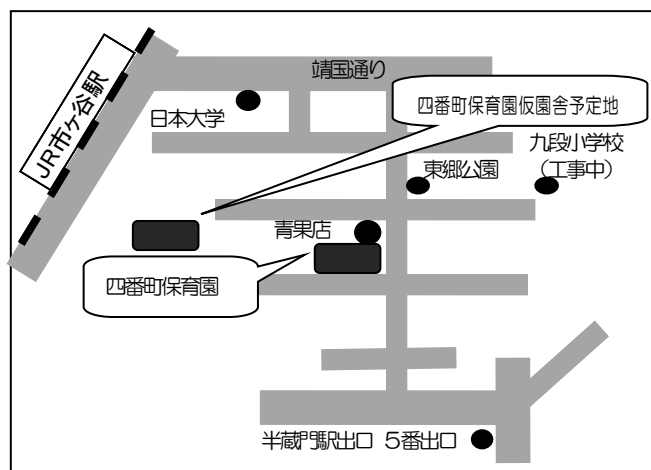
◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
11	14	16	18	19	19	97

- ◆保育時間

通常開所時間	午前7時15分～午後6時15分
延長保育時間	午後6時15分～午後8時15分 (1歳児クラスから)

- ◆所在地 四番町11番地
- ◆電話 3234-2269
- ◆交通案内
 - 「市ヶ谷駅」A3出口より下車徒歩10分 (JR線、東京メトロ有楽町線、都営新宿線)
 - 「半蔵門駅」5番出口より下車徒歩5分 (東京メトロ半蔵門線)





アスク二番町保育園 (私立)



◆設置・運営 株式会社日本保育サービス

◆運営理念

- *「セーフティ（安全）&セキュリティ（安心）を第一に」
- *「お子様が一日を楽しく過ごし、思い出に残る保育を」
- *「利用者（お子様・保護者ともに）のニーズにあった保育サービスを提供」
- *「職員が楽しく働けること」

アスク二番町保育園は、子どもの「生きる力」を育むべく、お子様一人一人の年齢や発育にあわせた保育計画に基づき、きめ細やかな保育を実施いたします。

自然な形で子どもたちの感受性や知的好奇心を伸ばし、視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚の五感で感じる保育の充実を目指します。

◆保育サービス

- *産休明け（生後 57 日目～）保育、アレルギー対応、一時保育のほか、幼児教育プログラムやクッキング保育、English Play Time（英語教室）、リトミック、体操教室等も実施します。
- *季節に合わせたバラエティー豊かな年間行事を計画し、子どもたちの楽しい思い出づくりのお手伝いをします。
- *第三者評価機関による事業評価を年 1 回受審しています。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	16	18	18	18	18	100

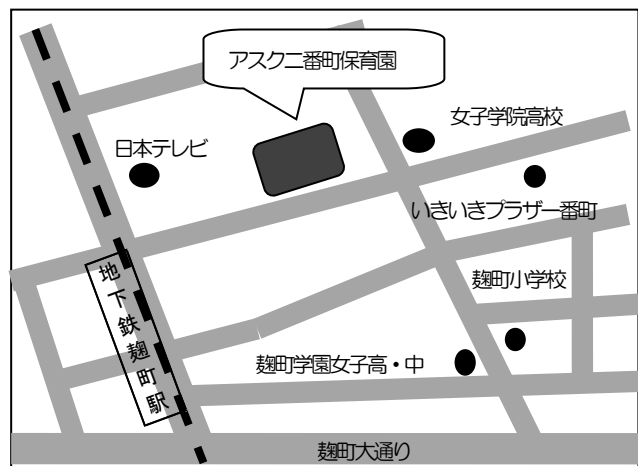
◆保育時間 通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
 延長保育時間 午前7時～午前7時30分、午後6時30分～午後9時（全歳児）

◆所在地 二番町2番地1 二番町TSビル 1～3F

◆電話 3288-8151

◆交通案内

- 「麴町駅」6番出口より下車徒歩5分（東京メトロ有楽町線）



ポピンズナーサリースクール一番町 (私立)

◆設置・運営 株式会社ポピンズ

◆保育目標

- *寛容な人間
- *聡明で愛情深い人間
- *探究心の旺盛な人間
- *グローバルな社会で活躍できる人間

ポピンズでは、様々な可能性を秘めたお子様たちに、真の人間教育（エデュケア）を行います。エデュケアとは、エデュケーション（教育）とケア（保育）を組み合わせた言葉です。グローバルに変化していく世界の中で、自分の好きなことを見つけ、自分の人生が他者や社会に役立っているのだと、真の意味での充足感を感じることができる人間へと成長してほしい。そんな願いを込めてお子様をお預かりいたします。

◆保育サービス

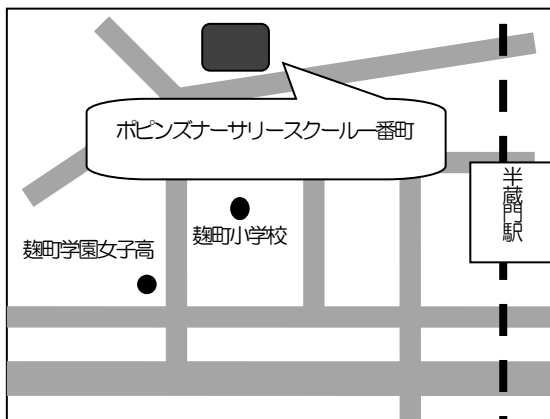
- *病後児保育 病気回復期にある児童をお預かりし、仕事と子育ての両立を支援します。
- *多文化理解 国内外の様々な文化を取り入れたプログラム・イベントを実施します。
- *情報提供 園だよりに加え、専門分野のスタッフからニュースレターを毎月発行。
- *保育環境 細部にまでこだわりを持った環境で、お子様が安全かつ主体的に学べる空間づくりをしています。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	12	13	14	16	16	80

◆保育時間 通常開所時間 午前8時～午後7時

延長保育時間 午前7時30分～午前8時、午後7時～午後9時（全歳児）



- ◆所在地 一番町10番地8
一番町ウエストビル3・4F
- ◆電話 3230-2105
- ◆交通案内
 - 「半蔵門駅」5番出口より下車徒歩4分
(東京メトロ半蔵門線)
 - 「魏町駅」3番出口より下車徒歩5分
(東京メトロ有楽町線)

ほっぺるランド西神田 (私立)

◆設置・運営 株式会社テノ.コーポレーション

◆運営理念

＊お子様には、安全な環境の中で身体的・精神的発達が得られる保育サービスを提供します。ご両親には、「仕事」と「育児」の両立を支援します。

ほっぺるランドでは、これまで培った保育ノウハウを活かした充実のカリキュラムにより、子どもの成長と発育を促進する保育を心がけ、五感と想像力を刺激する多彩な遊びを取り入れております。季節に合わせた年間行事も数多く実施。そのほか、保育士のスキルアップ研修により、保育の質の向上につとめています。

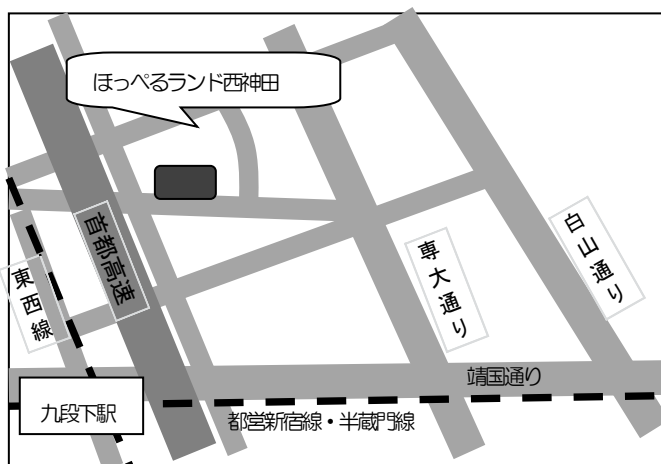
◆保育サービス

- ＊産休明け（生後57日目～）保育、アレルギー対応のほか、保護者の方向けの育児相談や育児サロンを開催します。
- ＊小学校就学を見据え、遊びを通じた情操教育、生活習慣の学習、色彩、形、数、ひらがな、カタカナ等の学習を行います。英語教室、リトミック、食育活動なども実施。外遊びもふんだんに取り入れます。
- ＊季節に合わせた行事、伝統行事、保護者様参加型の行事を開催。季節感を養い、集団で作る楽しさを学ぶ、年間行事を計画・実施します。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	10	12	13	13	13	70

- ◆保育時間 通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
 延長保育時間 午前7時～午前7時30分、午後6時30分～午後9時
 （1歳児クラスから）



- ◆所在地 西神田三丁目5番2号
千代田ファーストビル西館1階
- ◆電話 5212-6016
- ◆交通案内
 - 「神保町駅」A2番出口より下車徒歩4分
(東京メトロ半蔵門線等3路線)
 - 「九段下駅」5番出口より下車徒歩4分
(都営地下鉄新宿線等3路線)



グローバルキッズ飯田橋園(私立)



◆設置・運営 株式会社グローバルキッズ

◆保育理念

*『豊かに生きる力を育てる』

◆保育目標

- *元気でたくましい子ども
- *自分で考える子ども
- *思いやりのある子ども
- *明るくのびのびとした子ども

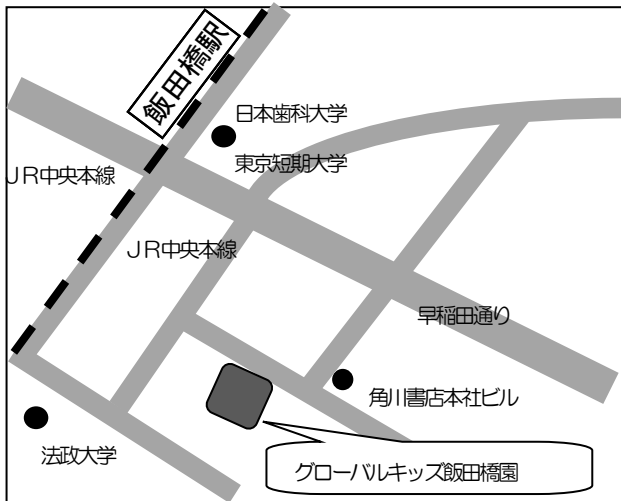
グローバルキッズでは、次の保育方針をもって保育に取り組んでいます。
 こども自身が自分の興味や関心に基づいて、主体的・自発的に遊びに取り組むことができ、
 ふれあいの世界が広がり、夢中になれる保育環境を目指します。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
18	24	24	24	24	24	138

◆保育時間

通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
 延長保育時間 午後6時30分～午後9時00分（1歳児クラスから）



- ◆所在地 富士見二丁目14番36号
富士見 WEST ビル2・3階
- ◆電話 3239-8002
- ◆交通案内
 ○JR 飯田橋駅西口より徒歩5分
 ○東京メトロ B2a 出口より徒歩4分
 (東西線ほか2路線、都営地下鉄1路線)



あい保育園東神田 (私立)



◆設置・運営 株式会社アイگران

◆運営理念

*私たちは子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」になって欲しいと願っています。

◆保育方針

- *自主性を育てます
- *思いやりの気持ちが育つ、「心の基地」を目指します
- *個性を大切にします
- *自然との触れ合いを大切にします

◆保育サービス

*リトミック教育

有資格者による本格的なリトミック教育の導入

*食育に対する取り組み

手作り、天然だしにこだわった食事の提供

*無垢材を使った保育室

手触りが優しく、心地よい薫りの無垢材使用

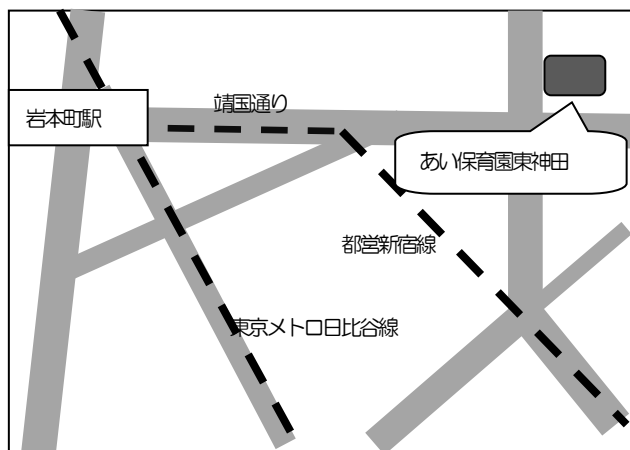
◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	10	11	11	11	11	63

◆保育時間

通常開所時間 午前7時15分～午後6時15分

延長保育時間 午後6時15分～午後8時15分 (全歳児)



◆所在地 東神田二丁目6番5号

東神田ビル2・3階

◆電話 5809-2578

◆交通案内

○JR 秋葉原駅徒歩9分 JR馬喰町駅徒歩7分

○都営新宿線岩本町駅徒歩8分



クリアナーサリー市ヶ谷 (私立)



◆設置・運営 株式会社アルファコーポレーション

◆保育目標

- *基本的な生活習慣を身につけた子ども
- *思いやりの気持ちを持つ子ども
- *良いこと・悪いことがわかる子ども
- *よく遊び、よく考える子ども
- *自分の気持ちや考えを伝えられる子ども

アルファコーポレーションでは、愛情と安全に満ちた環境の中で、すべてのお子さまをかけがえのない個性ある存在として認め、たくさんのよい体験と、さまざまな場面での知恵の育みによって、保護者様との連携をはかりながら、健やかな発達を手助けします。

◆保育サービス

- *外あそび/プール：園の前は桜並木、春はとても華やかな風景が広がります。砂場やプールのできる園庭もありますので、季節に応じた外あそびを行います。また、毎日の散歩で季節を感じたり、自然に触れあうことを大事にします。
- *知、情、体の発達：広い遊戯室で体を動かしたり、朝の会で言葉や表現する機会を作り、保育の中で数・形・色・量などの概念に触れる機会を持ちます。子どもたちの興味を刺激して、「やってみたい」という気持ちを育てます。
- *保護者支援：毎月園だよりを発行し、季節に合わせた行事では保護者様にも参加していただく機会を作ります。また定期的な懇談を行い、一緒に子どもの成長を見まもっていきます。

◆定員

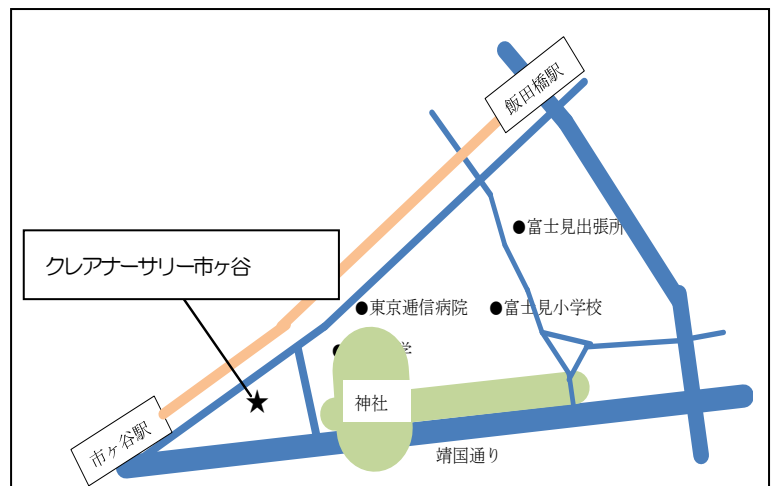
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	12	12	15	15	15	78

- ◆保育時間 通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
延長保育時間 午後6時30分～午後8時30分（1歳児クラスから）

◆所在地 九段北四丁目2番29号
セブンアネックス
(世界文化社別館) 1～3階

◆電話 6265-6187

◆交通案内
JR・都営新宿線・東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」から徒歩3分





神田淡路町保育園大きなうち (私立)



◆設置・運営 社会福祉法人東京児童協会

*東京児童協会では 80 余年培ってきた保育のノウハウを活かし、神田の新たな場所でも安心、安全な保育を提供します。

◆保育理念

*わたしたちは「大きなうち」を理念に、子どもも大人もみんなが互いに支えあい育ちあう、家庭的な保育園をつくりま

す。
*わたしたちの願いは、家庭と保育園が思いをひとつに一人ひとりの子どもたちの笑顔あふれる毎日を実現することです。

*わたしたちの夢は、歴史の希望である子どもたちが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことです。

◆保育目標

*遊びを通して様々な体験、経験をする中で、ルールや人間関係を学び、自由な中にも決まりがあることを知り、自ら考え、適切な判断、行動が出来る子どもに育てます。

◆定員

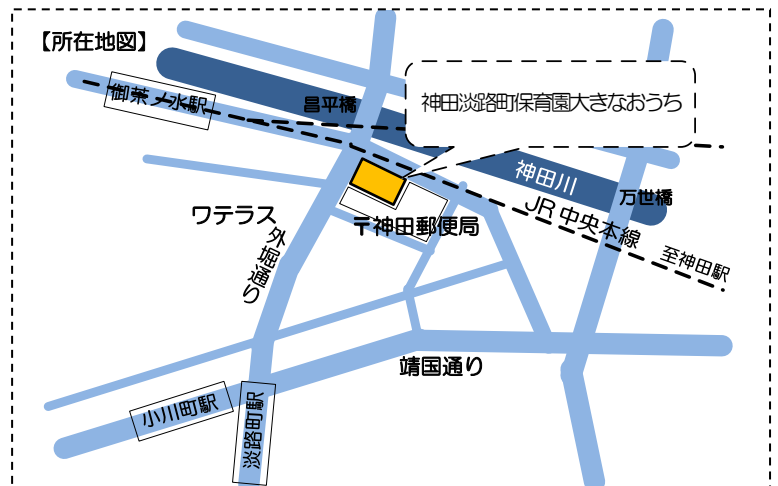
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	18	18	18	18	18	99

◆保育時間 通常開所時間 午前7時 15 分～午後6時 15 分
 延長保育時間 午後6時 15 分～午後8時 15 分（1歳児クラスから）

◆所在地 千代田区神田淡路町二丁目12番地

◆電話 6260-9555

◆交通案内
 ○都営新宿線「小川町駅」から徒歩5分
 ○丸ノ内線「淡路町駅」から徒歩5分
 ○JR線「御茶ノ水駅」から徒歩5分





グローバルキッズ六番町園 (私立)



◆設置・運営 株式会社グローバルキッズ

◆保育理念

*豊かに「生きる力」を育てる

◆保育目標

*思いやりのある子ども

*自分で考える子ども

*元気でたくましい子ども

*明るくのびのびした子ども

◆保育方針

子どもの安心と安全を基本として、自ら伸びる力を大切に、成長と個性に応じた多様性のある保育をする。子どもの目線で、豊かな愛情をもって、一人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、その主体的な活動を育む。子どもを中心に捉え、家庭や地域との信頼関係を築き、環境を通して、人や物との関わりを大切にする。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60

◆保育時間

通常開所時間：午前7時30分～午後6時30分

延長保育時間：午後6時30分～午後8時30分（1歳児クラスから）

◆所在地

六番町5番地16

◆電話 3230-7161

◆交通案内

・四ッ谷駅

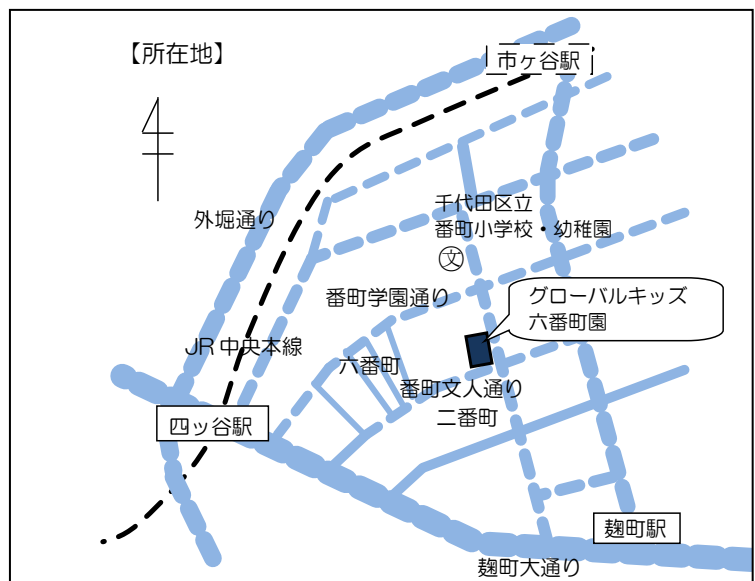
(JR中央・総武線、東京メトロ丸ノ内線、南北線)

・市ヶ谷駅

(JR中央・総武線、都営新宿線、東京メトロ有楽町線・南北線)

・麴町駅(東京メトロ有楽町線)

各駅より徒歩約5分



19 各こども園の紹介

いずみこども園(区立)

◆保育・教育目標

心身ともに健康でたくましく、主体的に遊びや生活をつくり出す力と豊かな感性をもち、自分を大切にし人も大切にできる子どもの育成を目指し、次の保育・教育目標を設定する。

- *元気な子ども・・・安定した気持ちで、意欲的に遊びや生活に取り組む子ども
- *やさしい子ども・・・人とかわり、共に遊びや生活を楽しめる子ども
- *考える子ども・・・物事に興味や関心をもち考えて行動する子ども

◆園の特色

- *本園の育成課程に基づき、各年齢にふさわしい環境を整え、保育・教育を行っています。
- *やさしさや思いやりなどの心情を育むとともに、規範意識など道徳性の芽生えを培うために、同学年の友達同士の中では、相手を尊重し理解し合える関係づくりをし、コミュニケーション能力を高めるようにしています。また、0歳児～5歳児までの様々な年齢の子ども同士の交流を通して、自己の成長の喜びや自信、他児への親しみ、心地よい人とのかわり方を感じられるようにしています。
- *隣接する和泉公園や小学校・パークサイドプラザの施設を活用して、心身の健康づくりに取り組んでいます。また、公園の花壇での計画的な栽培や自然と触れ合う中で四季を感じられるようにし、自然への興味や関心を高めています。
- *子育て支援事業の“いずみキッズ”では、保護者の相談にのり、未就園児の親子の子育ての応援をします。
- *地域の伝統文化や伝統行事に親しむ機会を地域の方と連携して行っています。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
			長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
9	12	15	20	15	20	15	20	15	141

◆保育時間(長時間)

通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分

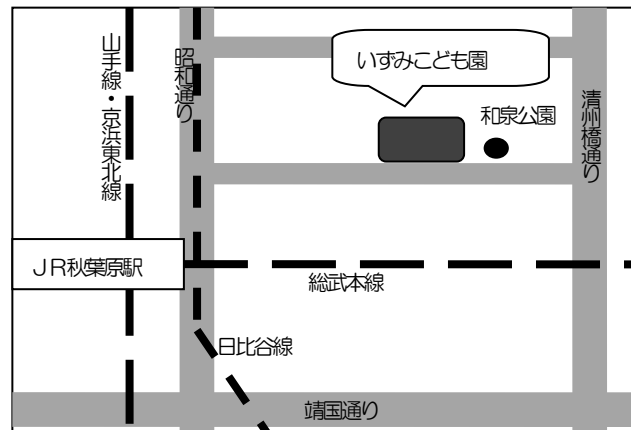
延長保育時間 午後6時30分～午後7時30分(1歳児クラスから)

◆所在地 神田和泉町1番地

◆電話 3866-9938

◆交通案内

- 「秋葉原駅」昭和通り口(JR線)または1番出口(東京メトロ日比谷線)より下車徒歩7分
- 「岩本町駅」A4出口より下車徒歩10分(都営新宿線)



ふじみこども園(区立)

◆保育・教育目標

人権尊重の精神を基調とし6年間を見すえ、富士のようにおおらかで、やさしくたくましいふじみの子どもの育成を目指し、次の保育・教育目標を設定する。

- *げんきな子・・・心も体も健康で自分の力を発揮する子ども
- *やさしい子・・・心豊かに感じて思いやりのある子ども
- *がんばる子・・・よく考えてやりぬく子ども
- *よく食べる子・・・食べることを楽しみ何でもよく食べる子ども

◆園の特色

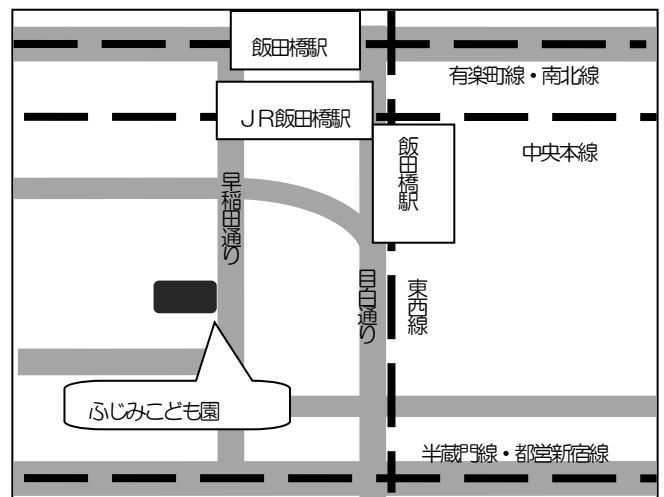
- *本園の育成課程に基づき、各年齢にふさわしい環境を整え、保育・教育を行っています。
- *子どもが自分の発想で環境に働きかけて取り組む楽しさや充実感などを十分に味わえるようにする中で、主体的に遊びや生活を創り出す意欲と態度をはぐくみます。
- *生活に必要な身の回りのことを自分で行う喜びを感じられるようにする中で、自立に向けた意欲や態度を培います。
- *様々な体を動かす遊びを通して、心身の健康と発達を促すとともに、体力の向上を図ります。
- *めあてに向けて取り組み、できた喜びを味わう経験を重ねる中で、挑戦する意欲や最後までやり遂げようとする態度を育成します。
- *子どもが自由に探索や試行錯誤のできる体験活動を通して創造力や思考力の芽生えを培います。
- *敷地内の小学校や隣接の中等教育学校などの教育機関との連携により、保育行政の充実と小学校への滑らかな継続を図ります。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
			長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
12	20	23	25	25	28	22	28	22	205

- ◆保育時間（長時間） 通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
延長保育時間 午後6時30分～午後7時30分（1歳児クラスから）

- ◆所在地 富士見一丁目10番3号
- ◆電話 3263-1009
- ◆交通案内
 - 「飯田橋駅」JR西口（JR線）またはA4出口より下車徒歩10分（東京メトロ東西線・有楽町線・南北線、都営大江戸線）
 - 「九段下駅」1番出口より下車徒歩10分（東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線）



20 認定こども園の紹介



グローバルキッズ 飯田橋こども園



(私立)

◆設置・運営 株式会社グローバルキッズ

◆保育理念 『豊かに生きる力を育てる』

◆保育方針 子ども自身が自分の興味や関心に基づいて、主体的・自発的に遊びに取り組むことを促します。

子どものふれあいの世界を広げ、夢中になれる保育環境を目指します。

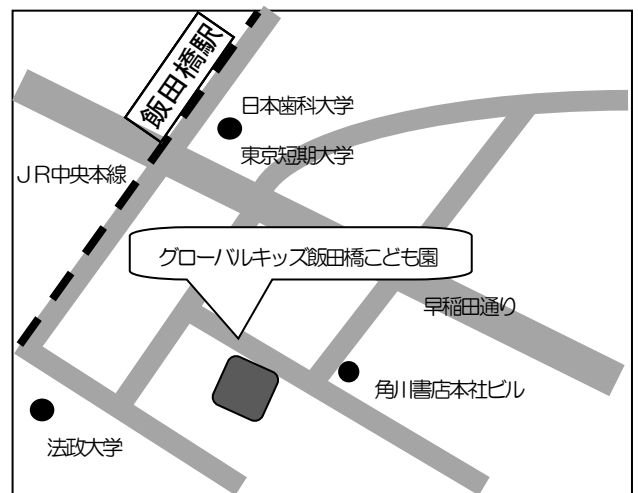
◆園の特徴 園舎が広く、開放的な雰囲気の中で子どもたちの活発な活動を促します。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
			長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
15	17	18	19	10	19	10	19	10	137

◆保育時間 (長時間) 通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
延長保育時間 午後6時30分～午後8時30分(1歳児クラスから)

- ◆所在地 富士見二丁目14番37号
富士見EAST1・2階
- ◆電話 3230-1811
- ◆交通案内 ○JR飯田橋駅西口より徒歩5分
○東京メトロB2a出口より徒歩4分
(東西線ほか2路線、都営地下鉄1路線)



21 各幼保一体施設の紹介

千代田幼保一体施設

区立千代田幼稚園

◆教育目標

人権尊厳の精神と豊かな人間性を育み、心身共にたくましく感性豊かな幼児の育成を目指し、次の目標を設定する。

*あかるくげんきに *みんななかよく *よくかんがえて

◆保育内容

*遊びを通して、やりたいという意欲、やってみようという主体性、好奇心や探究心をもってものごとにかかわる生きる力の基礎を培います。一人一人の良さや可能性を伸ばし、友達と一緒に協同する経験を充実させています。

*自然体験、のびのびと体を動かす経験、多様な表現活動などを通して、心を弾ませ、学びの基礎としていきます。

◆特徴

*併設の千代田小学校と連携し、合同の行事や交流活動を行うことで、小学校生活への円滑な継続を図ります。

*「神田さくら館」内にあるため、施設を教育活動に活用しています。地下の温水プールでは、6月から9月までプール遊びを行います。ビオトープの池を設置した屋上庭園では、四季の自然に親しみ野菜を育てています。

*親子遠足や保育参加など親子活動を計画的に実施、親子で「わくわくドキドキ」する経験を大切にしています。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
			長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
			10	15	10	15	10	15	75

◆保育時間（長時間）

通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分

延長保育時間 午後6時30分～午後7時30分（全歳児）

マミーズエンジェル千代田保育園(私立)

◆設置・運営 株式会社マミーズエンジェル

◆保育理念 『子どもの人格・個性・自主性の尊重』

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
			長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
10		10							20

◆保育時間

通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分

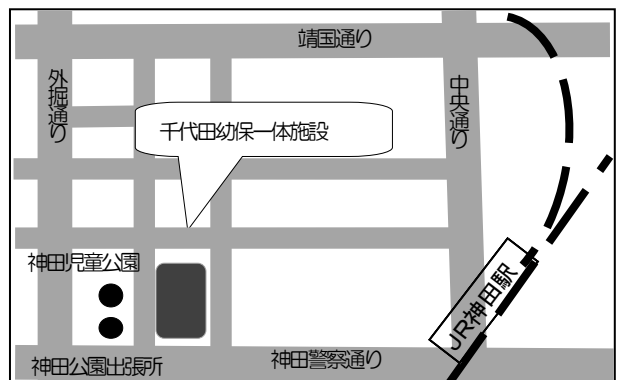
延長保育時間 午後6時30分～午後7時30分（全歳児）

◆所在地 神田司町二丁目16番地

◆電話 (幼稚園) 3256-1709
(保育園) 3255-0085

◆交通案内

- 「神田駅」北口（JR線）または2・4番出口より下車徒歩5分（東京メトロ銀座線）
- 「淡路町駅・小川町駅」A1番出口より下車徒歩5分（東京メトロ丸ノ内線、都営新宿線）



昌平幼保一体施設

区立昌平幼稚園

◆教育目標

生命尊厳と人権尊重の精神を基に、心豊かで主体的に生活する知・徳・体のバランスのとれた幼児の育成を目指す。

*自分で考える子 *仲よく遊ぶ子 *明るく元気な子

◆保育内容

*幼児が身近な自然環境に意欲的に関わり、多様な感動体験を通して豊かな学びが得られるようにします。また、稲作を中心とした栽培活動等を通して食育を充実させるとともに、命を大切にする教育を推進します。

*たくましく生きるための体づくりや人とかかわる力を育む遊びや活動の充実、保護者や小学生、地域の方等の教育力を生かす保育を行っています。

◆特徴

*併設の昌平小学校と同一施設内にある保育園との連携を図りながら、行事や交流活動を行っています。

*幼児の健康な心と体を育むため、小学校の屋内プールや全天候型の屋上校庭、体育館、近隣の芳林公園を活用し、体を動かす遊びや活動の充実を図っています。また、専門指導員と連携した活動も実施しています。

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
			長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
			10	15	10	15	10	15	75

◆保育時間（長時間）

通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分

延長保育時間 午後6時30分～午後7時30分（全歳児）

小学館アカデミー昌平保育園(私立)

◆設置・運営 株式会社小学館集英社プロダクション

◆保育理念 『あったかい心をもつ子どもに育てる』

◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
			長時間	短時間	長時間	短時間	長時間	短時間	
5	10	10							25

◆保育時間

通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分

延長保育時間 午後6時30分～午後7時30分（全歳児）

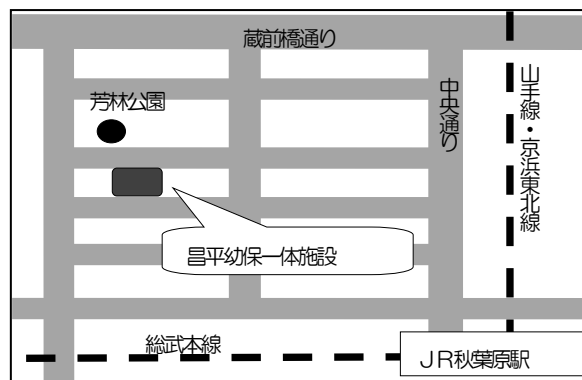
◆所在地 外神田三丁目4番7号

◆電話 (幼稚園) 3251-0768
(保育園) 3526-3621

◆交通案内

○「末広町駅」3番出口より下車徒歩3分
(東京メトロ銀座線)

○「秋葉原駅」電気街口より下車徒歩7分
(JR線)





厚生労働省5号館保育室 (私立)



◆運営・設置 株式会社アルファコーポレーション

- 1 あいさつができる子ども
- 2 思いやりの気持ちを持つ子ども
- 3 良い事・悪い事がわかる子ども
- 4 よく遊び、よく考える子ども
- 5 自分の言葉と行動に責任を持つ子ども

◆保育内容

*保育目標を基に、少人数のゆったりと穏やかな雰囲気の日々の中で、様々な保育カリキュラム（お散歩・製作・触れ合い遊び等）を提供しています。

すべてのお子さまが同じ空間で過ごす中で、異年齢のお友だちとの交流も深まり、優しい心を育てています。

*戸外活動では、日比谷公園で四季折々の自然に触れながら体を思い切り動かして遊びます。天候が悪い日にはビル内のお散歩で、省内職員の方々に温かく見守られながら過ごしています。

◆定員

定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
全体	6	7	6	19
区民枠	1	2	2	5

※区民枠は区内在住の児童が対象となります。そのほかは事業所で働く方のお子さんが対象です。

- ## ◆保育時間
- 通常開所時間 午前7時30分～午後6時30分
 延長保育時間 午後6時30分～午後9時（全歳児）
 ※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくことになりますのでご注意ください。

- ## ◆所在地
- 霞ヶ関一丁目2番1号 中央合同庁舎第5号館

- ## ◆電話
- 3504-0015

◆交通案内

- 「霞ヶ関駅」B3出口 直結
 （東京メトロ丸の内線・千代田線・日比谷線）





アソシエナーサリー霞が関(私立)



◆設置・運営

株式会社アソシエ・インターナショナル

◆保育目標

- 生き生きと遊ぶ子ども
- 思いやりのある子ども
- たくましくて丈夫な子ども
- 自分で考えて行動する子ども

◆保育内容

- *常に子ども目線で考え、子どもが主体的に遊べる環境作りをし、一人ひとりの育とうとする力を信じて見守ります。
- *「命を預かる」という認識を持って子どもの思いや欲求を受け止め、常に正しい言葉遣いで語りかけます。

◆定員

定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
全体	7	7	5	19
区民枠	1	2	2	5

※区民枠は区内在住の児童が対象となります。そのほかは事業所で働く方のお子さんが対象です。

◆保育時間

- 通常開所時間：午前7時30分～午後6時30分
- 延長保育時間：午後6時30分～午後9時（全歳児）
- ※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始はお休みです。

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。3歳児クラス以降は別の保育施設をご利用いただくことになりますのでご注意ください。

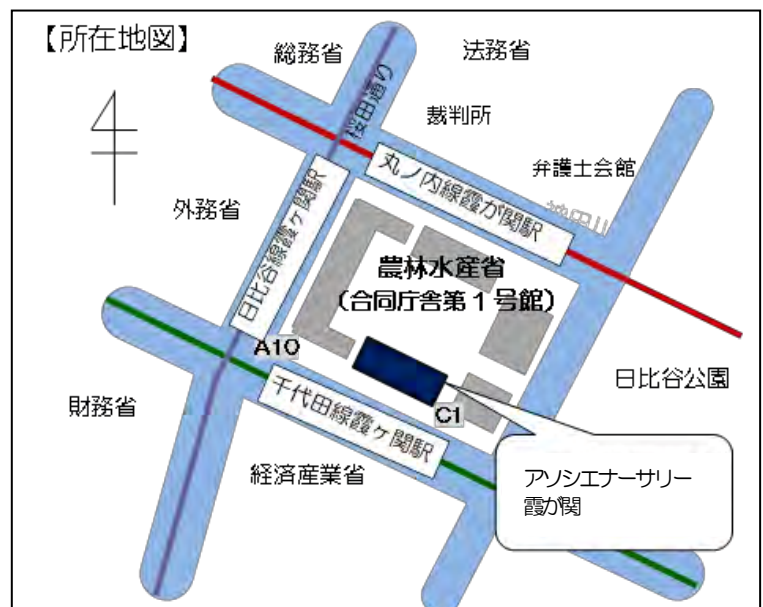
◆所在地

霞が関一丁目2番1号
中央合同庁舎第1号館南別棟

◆電話 6205-7596

◆交通案内

- 霞ヶ関駅徒歩5分
(東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線)





小規模保育室

「あい・ぽーと」小さな家 麹町(私立)



- ◆運営法人 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション
- ◆保育目標
 - 〇歳児 生活リズムを整え、生理的欲求や愛着欲求に応えつつ、情緒の安定を図る。
発達に見合った活動を楽しむプログラムを通して心身諸機能の発達を促す。
 - 1歳児 自分でする気持ちを育てる。
自由に身体を動かすことを楽しみ、周囲への関心を持てるようにする。
 - 2歳児 身の回りの人との愛着関係を築き、徐々に友達とも関わって遊ぶ楽しさを味わう。
※連携保育園では、行事などを一緒に行います。
※家庭的保育者の配置は国の設置基準を順守しています。
- ◆保育時間 月～金曜日の午前9時～午後5時（ただし、土・日・祝日及び年末年始を除く）
- ◆対象者 次のいずれの要件も満たしているお子さん
 - ①千代田区内に在住
 - ②生後10ヶ月～3歳未満（4月1日現在）※3歳に達した年度末まで在園できます
 - ③保護者が仕事や病気のため家庭内で保育することが困難
 - ④保育者又は保育補助者と三親等以内の親族関係にない
- ◆定員

0歳児	1歳児	2歳児	合計
1	4	5	10

※当施設は2歳児クラスまでの保育となります。
3歳児クラス以降は、別の保育施設をご利用
いただくこととなりますのでご注意ください。

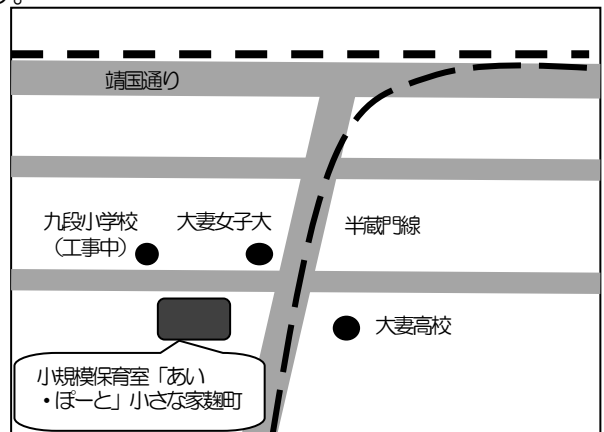
◆保育料

階層	区分	0～2歳児（月額）
A・B・C・D1～3	生活保護世帯、 住民税非課税世帯～住民税所得割額68,000円 未満の世帯	0円
D4～10	住民税所得割額 225,600円未満の世帯	15,000円
D11～21	住民税所得割額 225,600円以上の世帯	30,000円

※第2子以降の保育料の減免は、認可保育園の規定に準じます。
※保育料は運営事業者へお支払いいただきます。

- ◆所在地 三番町7番地（旧麹町保育園仮園舎1階）
- ◆電話 3556-8472
- ◆交通案内
 - 「市ヶ谷駅」A3出口より下車徒歩10分
（JR線、東京メトロ有楽町線、都営新宿線）
 - 「半蔵門駅」5番出口より下車徒歩5分
（東京メトロ半蔵門線）
- ※連携保育園：麹町保育園、四番町保育園

※当施設の建物は暫定利用で、1年ごとに契約の更新をします。そのため、近隣に移転する場合等がありますが、在園児は継続して移転先の施設に通園することができます。

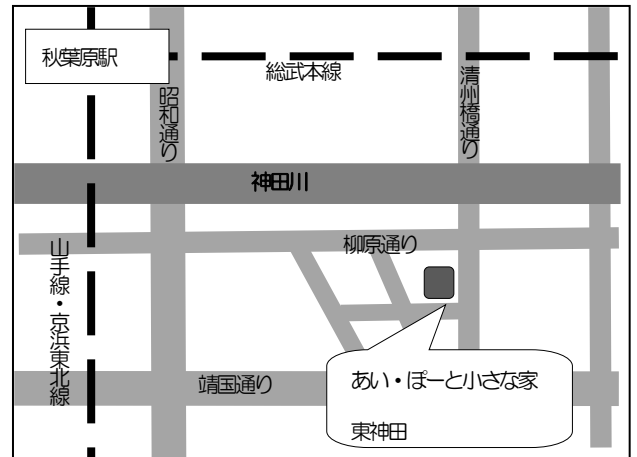
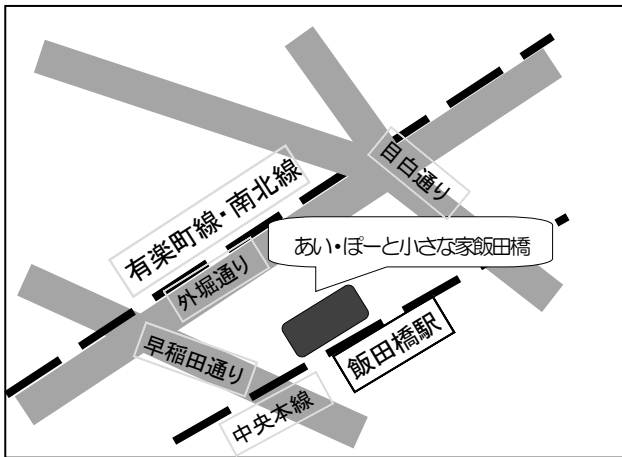


24

家庭的保育事業の紹介

あい・ぽーと小さな家(私立)

- ◆運営法人 特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション
- ◆保育目標
 - 〇歳児 生活リズムを整え、生理的欲求や愛着欲求に応えつつ、情緒の安定を図る。発達に見合った活動を楽しむプログラムを通して心身諸機能の発達を促す。
 - 1歳児 自分でする気持ちを育てる。
自由に身体を動かすことを楽しみ、周囲への関心を持てるようにする。
 - 2歳児 身の回りの人との愛着関係を築き、徐々に友達とも関わって遊ぶ楽しさを味わう。
※連携保育園では、健康診断や行事などを一緒に行います。
※家庭的保育者の配置は国の設置基準を順守しています。
- ◆保育時間 月～金曜日の午前9時～午後5時（ただし、祝祭日及び年末年始を除く。）
- ◆対象者 次のいずれの要件も満たしているお子さん。
 - ①千代田区内に在住
 - ②生後10ヶ月～3歳未満（4月1日現在）※3歳に達した年度末まで在室できます
 - ③保護者が仕事や病気のため家庭内で保育することが困難
 - ④保育者又は保育補助者と三親等以内の親族関係にない
- ◆定員 各室 5名
- ◆保育料 月額 20,000円（非課税世帯等には、減免規定の適用があります）
※給食の提供はありません。お弁当・おやつを持参してください。



◆所在地 飯田橋四丁目10番1-310号
 ◆電話 5579-8927
 ◆交通案内
 「飯田橋駅」下車徒歩5分
 ※集合住宅（2LDK）の1室（60.21㎡）
 ※連携保育園：ふじみこども園

◆所在地 東神田二丁目4番6号
 ◆電話 5809-1073
 ◆交通案内
 「秋葉原駅」下車徒歩8分 または「岩本町駅」下車徒歩5分
 ※個人住宅の1階一部（専用出入口）（42.7㎡）
 ※連携保育園：いすみこども園

25

認証保育所等一覧

※お申し込みや詳細については直接各施設へお問い合わせください。

※保育年齢は毎年度4月1日が基準です。

平成29年10月1日現在

<認証保育所・区緊急保育施設>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上		合計
● 保育園ドルチェ 九段北四丁目2番22号 市ヶ谷スポーツプラザ1F ☎3222-0355	7	7	10	8	8		40
● キッズスクウェア丸の内東京ビル 丸の内二丁目7番3号 東京ビル3F ☎5809-6601	5	9	12	0			26
● マミーズエンジェル神田駅前保育園 内神田二丁目5番2号 信交ビル1F ☎3256-8788	3	6	8	16			33
● 小学館アカデミー神保町保育園 神田神保町二丁目20番地 SP神保町第2ビル1F ☎3515-9103	6	6	8	18			38
● ピノキオ幼児舎番町園 五番町5番地6 ビラカーサ五番町1-101 ☎3221-0572	4	4	6	11			25
● キッズスクウェア永田町 永田町二丁目1番2号 衆議院第2議員会館 ☎6206-1155	3	6	9	16			34
● キッズスクウェア丸の内永楽ビル 丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング2F ☎6273-4320	7	8	7	8			30
● 保育室「愛の園」 外神田二丁目17番4号 ビルデンス石村1F ☎6672-3495	8	11	10	2	0	0	31
● ココファン・ナーサリー神田万世橋 神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル2F ☎5289-0281	6	12	12	5			35
● ココファン・ナーサリー霞が関 霞が関二丁目1番3号 中央合同庁舎第3号館地下1階 ☎3519-4465	3	9	9	0			21
● グローバルキッズ神田駅前保育園 鍛冶町二丁目4番2号 旧今川中学校1階 ☎5256-2811	9	12	19				40

<区補助対象保育室>

【定員】

人

施設名・住所・電話	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上		合計
● ひまわり育児室 富士見二丁目14番23号 ☎5214-7070	5	4	6	5	6		26
● ハイブリッドmamprischoolナーサリー千代田富士見 富士見一丁目6番1号 富士見ビルB1F ☎6272-4438	5	11	5	6	10	3	40

26

各認証保育所等の紹介

※各保育料は月極のご案内です。

～保育園ドルチェ～



所在地	九段北四丁目2番22号 市ヶ谷スポーツプラザ1F	開 所 時 間	月～土曜日 7:00～22:00 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日			
電 話	03-3222-0355					
運 営	ウイングベビー株式会社					
利用対象者	生後57日目から小学校就学前					
開所日	平成16年11月1日	定 員 40名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	63,000円		7	7	10	16
保育料	76,000円～117,000円(歳児、利用時間によって異なります。)					

～キッズスクウェア丸の内東京ビル～



所在地	丸の内二丁目7番3号 東京ビル3F	開 所 時 間	月～土曜日 7:30～20:30 日・祝日・年末年始・特定日は休園日			
電 話	03-5809-6601					
運 営	株式会社アルファコーポレーション					
利用対象者	生後57日目から小学校就学前まで					
開所日	平成17年12月1日	定 員 26名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	50,000円		5	9	12	0
保育料	0～2歳児：78,100円 3歳児～：75,170円					

～マミーズエンジェル神田駅前保育園～



所在地	内神田二丁目5番2号 信交会ビル1F	開 所 時 間	月～土曜日 7:30～22:00 (基本時間は7:30～20:30まで) 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日			
電 話	03-3256-8788					
運 営	株式会社マミーズエンジェル					
利用対象者	生後43日目から小学校就学前					
開所日	平成19年11月1日	定 員 33名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	38,000円		3	6	8	16
保育料	68,200円～90,500円(歳児、利用時間によって異なります。)					

～小学館アカデミー神保町保育園～



所在地	神田神保町二丁目 20 番地 SP 神保町第2ビル1F	開 所 間	月～土曜日 7:30～22:00 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日			
電 話	03-3515-9103					
運 営	株式会社小学館集英社 プロダクション					
利用対象者	生後 57 日目から小学校就学前					
開所日	平成 21 年 4 月 1 日	定 員 38名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	21,000円		6	6	8	18
保育料	67,700～107,800円(歳児、利用時間によって異なります。)					

～ピノキオ幼児舎番町園～



所在地	五番町 5 番地 6 ピラカーサ五番町 1-101	開 所 間	月～土曜日 7:30～22:00 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日			
電 話	03-3221-0572					
運 営	株式会社ピノコーポレーション					
利用対象者	1ヶ月健診終了から小学校就学前					
開所日	平成 22 年 3 月 1 日	定 員 25名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	20,000円		4	4	6	11
保育料	72,000～87,000円(歳児、利用時間によって異なります。)					

～キッズスクウェア永田町～



所在地	永田町二丁目 1 番 2 号 衆議院第二議員会館	開 所 間	月～土曜日 8:00～21:00 日・祝日・年末年始・特定日は休園日			
電 話	03-6206-1155					
運 営	株式会社アルファコーポレーション					
利用対象者	生後 57 日目から小学校就学前まで					
開所日	平成 22 年 9 月 1 日	定 員 34名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	0円		3	6	9	16
保育料	0歳児:78,100円 1～2歳児:76,140円 3歳児:73,210円 4歳児以上:68,330円					

～キッズスクウェア丸の内永楽ビル～



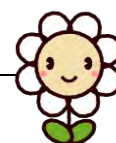
所在地	丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング2F	開 所 時 間	月～土曜日 7:30～20:30 日・祝日・年末年始・特定日は休園日			
電 話	03-6273-4320					
運 営	株式会社アルファコーポレーション					
利用対象者	生後 57 日目から小学校就学前まで					
開所日	平成 24 年 4 月 1 日	定 員 30名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	50,000円		7	8	7	8
保育料	0～2歳児：78,100円 3歳児～：75,170円					

～保育室「愛の園」～



所在地	外神田二丁目17番4号 ビルデンス石村1F	開 所 時 間	月～土曜日 7:00～20:00 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日。			
電 話	03-6672-3495					
運 営	有限会社ing-sn					
利用対象者	生後57日目から2歳児 ※3歳児以上は要相談					
開所日	平成 24 年 6 月 1 日	定 員 31名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	32,400円		8	11	10	2
保育料	0歳児 74,000円、80,000円 1～3歳児：71,000円、77,000円 (歳児、利用時間によって異なります。)					

～ココファン・ナーサリー神田万世橋～



所在地	神田須田町一丁目25番地 JR神田万世橋ビル2F	開 所 時 間	月～土曜日 7:00～20:00 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日			
電 話	03-5289-0281					
運 営	株式会社学研ココファン・ナーサリー					
利用対象者	生後 57 日目から小学校就学前					
開所日	平成 25 年 4 月 1 日	定 員 35名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	21,600円		6	12	12	5
保育料	64,800円～80,000円(歳児、利用時間によって異なります。)					

～ココファン・ナーサリー霞が関～



所在地	霞が関二丁目1番3号 中央合同庁舎第3号館地下 1階	開 所 間	月～土曜日7:30～21:00 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休 園日			
電 話	03-3519-4465					
運 営	株式会社学研ココファン・ナ ーサリー					
利用対象者	生後57日目から2歳児					
開所日	平成27年4月1日	定 員 21名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
入園料	21,600円		3	9	9	0
保育料	63,000円～80,000円(歳児、利用時間によって異なります。)					

<区緊急保育施設の紹介>

～グローバルキッズ神田駅前保育園～



所在地	鍛冶町二丁目4番2号 旧今川中学校1階	開 所 間	月～土曜日7:30～20:30 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休 園日		
電 話	03-5256-2811				
運 営	株式会社グローバルキッズ				
利用対象者	生後57日目から5歳児				
開所日	平成28年4月1日	定 員 40名	0歳児	1歳児	2歳児以上
入園料	0円		9	12	19
保育料	68,700円～91,400円(歳児、利用時間によって異なります。)				



<区補助対象保育室の紹介>

～ひまわり育児室～



所在地	富士見二丁目 14 番 23 号	開 所 間	月～土曜日 7:15～20:15 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日			
電 話	03-5214-7070					
運 営	杉本 孝子					
利用対象者	生後 57 日目から小学校就学前					
開所日	昭和 39 年 3 月 2 日	定 員 26 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児以上
入園料	10,000 円		5	4	6	11
保育料	65,000～91,900 円 (歳児、利用時間によって異なります。)					

～ハイブリッドママプリスクールナーサリー千代田富士見～



所在地	富士見一丁目 6 番 1 号 富士見ビル B 1F	開 所 間	月～土曜日 7:30～20:30 日・祝・年末年始(12/29～1/3)は休園日			
電 話	03-6272-4438					
運 営	HybridMom 株式会社					
利用対象者	生後 57 日目～小学校就学前					
開所日	平成 26 年 4 月 1 日	定 員 40 名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児以上
入園料	100,000 円		5	11	5	19
保育料	76,000～80,000 円 (歳児、利用時間によって異なります。またプリスクール受講料 60,000 円/月は別料金となります。)					



©fumira

27

認証保育所等保育料減額補助について

1. 対象者・補助内容

千代田区在住者で、認証保育所（区外も対象です）及び区補助対象保育室、区緊急保育施設、幼保一体施設内保育園を利用するとき、一定の基準*を満たしている場合、申請により認証保育所等の保育料から一定金額を減額します。認証保育所等を利用しやすくするため、区が認可保育園を利用した場合と比較して2割程度安い保育料（67ページ【表8】）となるよう保育料補助を行うものです。

※一定の基準とは

- ア 認可保育園入所の要件を満たしている方。
- イ 保育施設の月利用時間のうち160時間～220時間分を対象とします。

2. 申し込みの必要書類

①保育支給認定申請書（未申請の方）

※14ページ「マイナンバー制度に伴う確認書類」参照

②申請書

◇「保育料減額補助認定申請書」

③保育ができない状況を証明する書類（父・母分）（15ページ）

- ◇ 就労・パート・アルバイトの方：「勤務（内定）証明書」
- ◇ 自営業の方：「勤務（内定）証明書」、「タイムスケジュール」、「会社の運営を確認できる書類」
- ◇ 病気や介護の方：「診断書」
- ◇ 心身に障害のある方：「身体障害者手帳・愛の手帳の写し」
- ◇ 大学等に通学の方：「在学証明書及びカリキュラム等」

※育児休業中は一部の場合を除き補助対象外です。復職した月から補助対象となります。くわしくはお問い合わせください。

④保育料決定のための書類（父・母、各々分）

平成29年1月1日以前から、千代田区に在住の方は提出の必要はありません。

千代田区にお住まいになった時期によって、提出書類が異なります。

対象月	千代田区にお住まいになった時期	特別区民税・都民税課税証明書の提出
平成30年4月 ～平成30年8月	平成29年1月2日から 平成30年1月1日までに転入	平成29年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。
平成30年9月 ～平成31年3月	平成30年1月2日以降に転入	平成30年度の「特別区民税・都民税（市町村住民税）課税証明書」の提出が必要です。

※前年に海外に居住していた方等については、所得の証明の提出が必要です。

※マイナンバー制度による情報連携が本格運用されるまでは、課税証明書の提出をお願いします。

3. 申し込み先及び締切日

千代田区役所子ども支援課へ（区役所2階）※郵送可（必着）

入所月の月末まで（月の末日が土日・祝日・年末にあたる場合は、その月の最後の開庁日まで）

入所月中に申請がない場合は、翌月以降の申請があった月から補助開始となります。



4. 認可保育園保育料と認証保育所・区補助対象保育室・区緊急保育施設・幼保一体施設内保育園保育料（月160～220時間利用分） 早見表【表8】

（平成27年4月1日以降適用）

（月額：円）

階層	区 分	保育料の額					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		認可 保育園	認証保育所 区緊急保育施設 区補助対象保育室 幼保一体施設内 保育園	認可 保育園	認証保育所 区緊急保育施設 区補助対象保育室 幼保一体施設内 保育園	認可 保育園	認証保育所 区緊急保育施設 区補助対象保育室 幼保一体施設内 保育園
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	特別区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	特別区民税均等割額のみ	1,900	1,500	1,300	1,000	1,300	1,000
D1	特別区民税所得割額 47,700円未満	6,700	5,400	5,600	4,500	5,600	4,500
D2	特別区民税所得割額 58,200円未満	8,300	6,600	7,300	5,800	7,200	5,800
D3	特別区民税所得割額 68,000円未満	9,400	7,500	9,300	7,400	9,200	7,400
D4	特別区民税所得割額 90,600円未満	15,400	12,300	10,900	8,700	10,800	8,600
D5	特別区民税所得割額 113,000円未満	19,100	15,300	12,700	10,200	12,600	10,100
D6	特別区民税所得割額 135,600円未満	21,500	17,200	14,300	11,400	14,200	11,400
D7	特別区民税所得割額 158,000円未満	23,600	18,900	15,800	12,600	15,700	12,600
D8	特別区民税所得割額 180,600円未満	25,500	20,400	17,000	13,600	16,900	13,500
D9	特別区民税所得割額 203,100円未満	27,500	22,000	18,200	14,600	18,000	14,400
D10	特別区民税所得割額 225,600円未満	29,200	23,400	19,500	15,600	18,000	14,400
D11	特別区民税所得割額 245,800円未満	31,000	24,800	20,700	16,600	18,000	14,400
D12	特別区民税所得割額 257,100円未満	32,500	26,000	21,600	17,300	18,000	14,400
D13	特別区民税所得割額 268,300円未満	34,200	27,400	22,600	18,100	18,000	14,400
D14	特別区民税所得割額 279,600円未満	35,700	28,600	22,600	18,100	18,000	14,400
D15	特別区民税所得割額 290,800円未満	37,200	29,800	22,600	18,100	18,000	14,400
D16	特別区民税所得割額 302,100円未満	38,500	30,800	22,600	18,100	18,000	14,400
D17	特別区民税所得割額 313,300円未満	40,000	32,000	22,600	18,100	18,000	14,400
D18	特別区民税所得割額 369,600円未満	43,400	34,700	22,600	18,100	18,000	14,400
D19	特別区民税所得割額 425,800円未満	48,900	39,100	22,600	18,100	18,000	14,400
D20	特別区民税所得割額 482,000円未満	53,700	43,000	22,600	18,100	18,000	14,400
D21	特別区民税所得割額 482,000円以上	57,500	46,000	22,600	18,100	18,000	14,400

※第2子の保育料は、認可保育園に準じ、50%を減額します。第3子以降は全額免除です。

※所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除の税額控除は適用しません

28 Q&A

Q：入園後、勤務時間が短くなっても保育園に通い続けることはできますか。

A：勤務時間が週3日以上、一日4時間以上なら可能です。

Q：勤務証明書の発行に時間がかかりそうなため、締め切りに間に合いません。

他の書類（申請書等）だけ先に受け付けてもらえませんか。

A：すべての書類が揃わないと受け付けできません。

Q：兄弟姉妹で申し込む場合、勤務証明書はそれぞれの児童分必要でしょうか。

A：世帯1部で構いません。

Q：勤務証明書は千代田区在勤として発行できますが、どこまでが在勤要件で申し込みできるのでしょうか。

A：在勤要件とは自宅から通える範囲になります。

Q：祖父母と同居しています。認証保育所等保育料減額補助を申請する場合、祖父母の勤務証明書も必要でしょうか。

A：必要ありません。

Q：保育園を見学することはできますか。

A：見学は可能ですが、保育運営の都合上ご希望に添えない場合があります。

くわしくは各園にお問い合わせください。

Q：現在幼稚園に在園していますが、夏休みだけ保育園に入園できますか。

A：二重在籍になるのでできません。



Q：保育標準時間と保育短時間で保育料は変わりますか。

A：千代田区では、保育標準時間・保育短時間のどちらの場合でも保育料は変わりません。

Q：現在の順位は教えていただけますか。

A：今後の申し込み状況や審査状況により変動することがありえるため、順位をお伝えすることはできません。

Q：31年度の案内はいつ公表されますか。

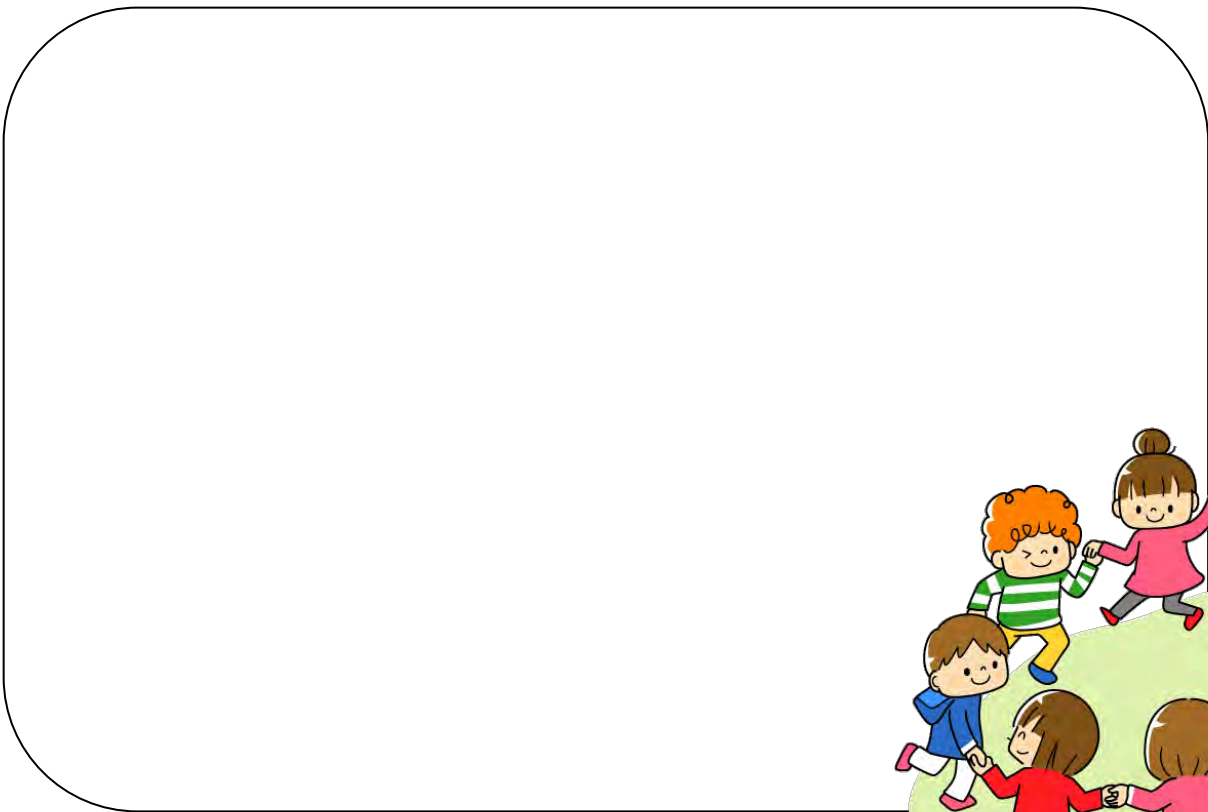
A：翌年度のご案内は例年11月中旬頃公表しております。

31年度のご案内についても30年11月中旬頃を予定しています。



メモ

Handwriting practice lines consisting of ten horizontal rows. Each row is defined by a solid top line, a dashed middle line, and a solid bottom line.



子育てコーディネーターによる相談

身近に子育てについて気軽に相談する相手がない保護者の方が、一人で悩むことがないように、子育ての知識や経験を有した相談員（子育てコーディネーター）が、悩みを抱える保護者の方に寄り添う形での悩み相談の受付や、多様なニーズに応じた子育て支援の情報提供を行っています。

子育てコーディネーターは下記の相談場所だけではなく、保育所や児童館などの子どもや保護者の身近な場所へ出張し、寄り添い型の相談・助言なども行います。また、必要に応じて教育・保育施設の案内や地域の子育て支援事業等の情報の提供をします。

相談場所

1. 子ども支援課窓口：九段南1-2-1千代田区役所2階
2. 子育て相談室「こかげ」：三番町7日麴町保育園仮園舎2階

（注釈）子育て相談室「こかげ」では、電話相談も受け付けます。

電話番号：03-3556-8474

※今後は保育園や児童館などを定期的に巡回する予定です。

相談日時

1. 子ども支援課窓口

月曜日から金曜日まで（土日・祝日・年末年始を除く）

午前10時から午後3時30分まで

2. 子育て相談室「こかげ」

月曜日から土曜日まで（日・祝日・年末年始を除く）

月曜日～金曜日：午前10時から午後7時まで

土曜日：午前10時から午後5時まで

